

---

平成11年南伊豆町議会 3月定例会

# 南伊豆町議会会議録

平成11年 3月12日 開会

平成11年 3月19日 閉会

南伊豆町議会

# 平成11年3月南伊豆町議会定例会会議録目次

## 第1日(3月12日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会宣告	5
議事日程説明	5
開議宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
町長行政報告	5
一般質問	13
横嶋隆二君	13
土屋隆俊君	28
議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	29
議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	31
議第4号の上程、朗読、説明、質疑、委員会負託	32
議第5号の上程、朗読、説明、質疑、委員会負託	34
議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	37
議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	39
議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	41
議第9号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	43
議第10号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	44
議第11号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	46
議第12号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	48
議第13号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	55
議第14号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	57

議第15号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	59
議第16号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	60
議第17号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	62
議第18号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	64
議第19号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	65
散会宣告	68
署名議員	69

## 第 2 日 (3月15日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	72
職務のため出席した者の職氏名	72
開議宣告	73
会議録署名議員の指名	73
議第20号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	73
議第21号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	83
議第22号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	86
議第23号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	88
議第24号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	89
議第25号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	90
議第26号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	91
議第27号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	92
議第28号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	94
議第29号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	96
議第30号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	98
散会宣告	100
署名議員	101

第 3 日 (3月19日)

議事日程	103
本日の会議に付した事件	103
出席議員	103
欠席議員	104
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	104
職務のため出席した者の職氏名	104
開議宣告	105
会議録署名議員の指名	105
議第4号、議第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	105
議第20号の委員長報告、質疑、討論、採決	106
議第21号、議第22号の委員長報告、質疑、討論、採決	113
議第27号、議第29号、議第30号の委員長報告、質疑、討論、採決	114
日程追加	116
発議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	117
発議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	118
発議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	121
発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	122
議第31号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	126
助役のあいさつ	128
閉議及び閉会宣告	128
署名議員	129

平成11年南伊豆町議会 3月定例会

(第1日 3月12日)

## 平成11年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第1日）

平成11年3月12日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長所信表明並びに予算編成方針
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議第 2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 6 議第 3号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第 4号 南伊豆町武道館設置及び管理条例の制定について
- 日程第 8 議第 5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第 6号 南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第 7号 南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第 8号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第12 議第 9号 南伊豆町と熱海市との間の伝染病防疫事務の委託に関する規約の廃止について
- 日程第13 議第10号 工事請負契約の変更について
- 日程第14 議第11号 南伊豆町道路線の認定について
- 日程第15 議第12号 平成10年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議第13号 平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第14号 平成10年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第15号 平成10年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議第16号 平成10年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議第17号 平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議第18号 平成10年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議第19号 平成10年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

2番	漆田修君	3番	斎藤要君
4番	渡辺嘉郎君	5番	石井福光君
6番	斎藤恒昭君	7番	簾田国広君
8番	藤原栄君	9番	横嶋隆二君
10番	小澤東洋治君	11番	大野良司君
12番	山本義一君	13番	渡辺守男君
14番	関俊春君	15番	土屋隆俊君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	収入役	小針弘君
教育長	坂倉範一君	総務課長	高野克巳君
企画調整課長	高野馨君	住民課長	渡辺正君
税務課長	碓井大昭君	健康課長	池野徹君
農林水産課長	飯田千加夫君	建設課長	外岡捷美君
商工観光課長	土屋忠儀君	清掃課長	渡辺修治君
水道課長	稲葉勝男君	教育委員会事務局長	土屋敬君
会計課長	飯泉誠君	福祉課長	楠千代吉君
下水道課長	増山幸一君	行財政幹事	小島徳三君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田 中 秀 明

主 幹 勝 田 悟

---

◎開会宣告

○議長（渡辺守男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより平成11年南伊豆町議会3月定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程説明

○議長（渡辺守男君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

---

◎開議宣告

○議長（渡辺守男君） これより本会議第1日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺守男君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

14番議員 関 俊 春 君

15番議員 土 屋 隆 俊 君

---

◎会期の決定

○議長（渡辺守男君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から3月19日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は3月12日より3月19日までの8日間と決定いたしました。

---

◎町長行政報告

○議長（渡辺守男君） 町長より所信表明及び予算編成方針の説明申し出がありましたのでこれを許可いたします。

町長。

(町長 岩田 篤君登壇)

○町長(岩田 篤君) おはようございます。

本日、平成11年度3月定例会が始まりますがよろしくお願ひ申し上げます。

所信表明と予算編成方針について、朗読によって説明させていただきます。

平成11年南伊豆町3月定例会の開催に当たり、町政担当責任者として所信の一端を申し上げます。

私は、このたび町民皆様の温かいご理解と厚いご支援をいただきまして、南伊豆町長選挙に当選し、去る2月23日町長に就任いたしました。ここに改めて御礼申し上げます。

仕事始めとして町職員を前に訓示を述べましたが、かつてない緊張感と職責の重さを痛感し、16年の長期にわたりこの責務を果たされた菊池町長に対し、敬意を表するとともに改めて感謝申し上げます。

ここで今後町政に取り組む基本的な考え方について申し上げます。

今回の選挙に臨み、私は町政の基本姿勢として、「原点に戻る南伊豆町」をスローガンに、住民との対話の行政を打ち出してまいりました。バブルの後始末により、日本国の債務はふえ続け、国民一人当たりの負債額は470万円に達する現状を見たときに、小規模自治体の将来に不安を感じたわけであります。官民一体となり努力し、足腰の強い南伊豆町の基礎ができたとき、明るい将来があるのではないかと思います。そのためには町内からの人材発掘、諮問委員会の設置、地方分権の流れを先取りした法規制の緩和等々が必要と思われまふ。

また、風通しのよい開かれた公正な行政を行うため、簡素、質素な行政の推進を心掛け、民間企業の経営発想も取り入れた財政の効率化を目指して進む所存であります。また、町職員に対しても地方自治の本旨にのっとり、行政の運営を行うよう指導してまいります。

今、我が南伊豆町は町政発足以来の大型事業である公共下水道事業を湊地区で進めており、町の財政硬直化の原因になることは十分に予想されますが、それを回避するためには工事の早期完了、供用開始、加入促進を図り、経費の負担軽減に努力するつもりであります。

また、平成11年度は第3次南伊豆町総合計画の最終年度に当たり、行政の継続性をかんがみつつ、前町長から引き継いだ事業の完成を目指し努力するつもりであります。これから1年間をかけ、平成12年から10年間の町政の指針となる第4次南伊豆町総合計画を立案しなければなりません。地区懇談会等を早期に開始し、町民の声を第4次南伊豆町総合計画の中に取り入れたいと思ひます。

「原点に戻る南伊豆町」の実現には多くの町民の声が必要であります。我が町にはすばらしい素材が包含されており、料理人は町民であります。住みよい南伊豆町をつくるために町

民の皆さん、議員の皆様とともに、お互いに考えていきたいと存じております。智慧は宝であります。みなみ桜と菜の花まつりも今回初めての企画開催であります。結果的にすばらしいデータが集約されたものと思われ。これからも反省を踏まえつつ、息の長いイベントとして定着させるよう努力していただき、また行政も先頭に立ち、協力させていただきたいと思っております。奥石廊のユウスゲ群落の保護と観光利用を目的に計画したユウスゲ公園整備事業も実施する予定であり、このような本町の活性化につながる新たな事業を積極的に進めることが肝要であります。現在マスコミ等で議論され、鋭意準備を進めています介護保険制度の実施を初めとして、多くの難問が山積しております。私は微力ではありますが、これからの施策に一生懸命取り組んでまいりますので、町議会の皆様の絶大なご協力とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

以上、意を尽くしませんが町長就任のあいさつと所信表明とさせていただきます。

次に、平成11年度当初予算の編成方針について申し上げます。

我が国経済の最近の動向は、収入の減少や消費性向の低下から個人消費、住宅建設が低調で設備投資も減少し、雇用状況も依然として厳しく、また金融市場不安などで経済の先行きに対する不透明感が高まっており、景気は低迷状態が長引き、極めて厳しい状況にあります。政府は平成11年度概算要求において、財政構造改革推進という基本的な考え方を守りつつ、まずは当面の景気回復に向け、全力を尽くすことが肝要であるとし、恒久減税を含めた15カ月予算を編成し、切れ目のない経済対策を強力に推進するとしています。また、地方財政は借入金残高が176兆円に上るなど、極めて厳しい状況であり、その健全化を図ることが喫緊の課題となっております。このような状況のもとで、地方公共団体は強い自覚を持って行財政改革に取り組むなど、経費支出の効率化に徹するとともに限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、地域の特性を生かしたまちづくり、環境保全、少子高齢化対策等の政策課題に積極的に対応することが求められております。このような全国的に長引く不況の波を受け、本町の主産業である観光業も低迷を続け、町税収入や各交付金が減収見込みとなるほか、町政財政の大きなウエートを占める地方交付税も原資となる国税5税の伸び悩み等により、極めて厳しい見込みとなっております。このように厳しい財政状況により、硬直化傾向が憂慮されることから、財政の健全化を図ることが課題となっておりますが、町民から求められている施策は重点化を図り、展開していかなければならないと思います。本町の財政状況も引き続き不況から脱し切れず、税収等が伸び悩む中で、国県の予算編成の動向にも十分留意しながら、町民福祉及び生活環境の向上と町の活性化に向け、前町政の施策を継承しながら、的確な予算編成を目指し、その基本として事務事業の簡素化、効率化と経費節減を一層徹底

するとともに、第3次南伊豆町総合計画最終年度に対応した予算の編成をいたしました。予算編成期間が短かったため、一部施策は検討を加えながら6月補正予算において肉付けをしていく所存であります。

平成11年度の一般会計予算の総額は、ほぼ通常予算に近い骨格予算で、前年度対比4.1%減の46億7,000万円となりました。また、一般会計及び特別会計並びに水道企業会計の総額は0.8%増の85億2,370万7,000円となりました。なお、各会計の予算総額、前年度予算との比較は、次のとおりでございます。この表についてはまた省略させていただきます。

次に、各会計別の予算の概要について説明申し上げます。

一般会計予算、前年度一般会計予算当初予算は、町村合併以来最大の48億7,000万円の予算を編成して、その業務や各種事業もほぼ予定どおりの進捗を図ってまいりましたが、国の景気浮揚、緊急経済対策等の施策による南崎小学校屋内運動場建設事業や地域振興券交付事業等の年度内完成を図れない繰越事業については、早期完成に努力してまいります。平成11年度一般会計予算は、継続事業の推進に加え、第4次南伊豆町総合計画の策定、路線バスの維持対策、特別養護老人ホームの建設補助及び介護保険事業等の施策実現のため、予算総額は46億7,000万円、前年度対比4.1%、2億円減の予算を編成いたしました。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として7,849万8,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費及び選挙費用等の6億9,962万5,000円を計上いたしました。その主なものは、第4次南伊豆町総合計画策定費1,680万4,000円、レディースカップロードレース大会開催費300万円、路線バス維持対策事業費7,520万円、黒潮和太鼓祭り開催費300万円、議決債務負担行為で完了年度となる固定資産税現況調査事業費4,590万円及び各選挙費1,680万4,000円を計上いたしました。

第3款民生費につきましては、8億3,918万6,000円を計上いたしました。その主なものは在宅福祉のサービス充実を図るためのホームヘルパー活動事業費1,786万円、重度心身障害者医療扶助費1,300万円、身体障害者施設措置費2,879万6,000円、老人短期保護事業費1,492万円、老人福祉施設措置費1億4,119万3,000円及び介護保険事業の受け皿施設となる特別養護老人ホーム「みなとの園」建設推進事業費1億3,000万円を計上いたしました。

第4款衛生費につきましては、5億3,617万9,000円を計上いたしました。その主なものは精神障害者医療助成費372万円、母子衛生事業費527万1,000円、老人保健特別会計繰出金6,434万5,000円、老人保健検診等事業費4,033万1,000円、本町が管理者となっている共立湊病院組合負担金7,455万6,000円、合併処理浄化槽設置整備事業費2,251万円、焼却

施設維持事業費 5,155万 1,000円及び水道事業費出資金 2,410万円を計上いたしました。

第5款農林水産業費につきましては、農林水産業の振興を図るため2億 8,803万 1,000円を計上いたしました。その主なものは林業振興のための分収林保育事業費 1,518万 9,000円、松くい虫防除事業 729万 8,000円、伊勢海老養殖場造成事業費負担金 1,280万円、三坂漁港改修事業費 6,600万円、中木漁業集落環境整備事業特別会計繰出金 723万 3,000円及び妻良漁港漁具倉庫建設補助金 1,000万円を計上いたしました。さらに稚貝、稚魚の放流事業への補助を行い、漁業資源の保護を図ってまいりたいと存じます。

第6款商工費につきましては、2億 6,514万 7,000円を計上いたしました。その主なものは、伊豆新世紀創造祭「伊東～南伊豆回廊」負担金 1,750万円、伊豆新世紀創造祭にあわせ整備する奥石廊崎のユウスゲ公園整備費 5,500万円及び町営温泉銀の湯会館事業事業費、運営事業費 5,851万 4,000円を計上し、健全な経営に最大の努力を傾注してまいりたいと存じます。

第7款土木費につきましては、5億 6,420万 7,000円を計上いたしました。その主なものは道路改良事業費1億 7,754万円、河川改良事業費 4,204万 5,000円、青野川ふるさと公園整備事業負担金 1,700万円、妻良漁港整備事業負担金 1,740万円、上賀茂町営住宅補修事業費 430万円、急傾斜崩壊防止対策事業費 1,984万 1,000円を計上し、さらに公共下水道事業繰出金 1,732万 1,000円を計上いたしました。内容につきましては特別会計予算において説明申し上げます。

第8款消防費につきましては、2億 9,076万 6,000円を計上いたしました。その主なものは下田地区消防組合負担金1億 8,963万 2,000円、耐震性防火水槽3カ所の設置事業費 1,800万円及び賀茂地区消防査閲大会費 1,321万 4,000円を計上いたしました。

第9款教育費につきましては、南伊豆中学校増築事業及び武道館整備事業の完成により、前年度対比50.7%減の4億 4,103万 2,000円を計上いたしました。その主なものは小中学校定期券購入費 2,540万 8,000円、武道館管理運営費 840万円を計上し、武道館の管理と多目的な利用促進に取り組み、社会教育、青少年の健全育成及び保健体育の振興を図る所存であります。

第10款災害復旧費については、4,980万 4,000円を計上し、緊急災害対策に備え、農林水産災害復旧費 2,759万円及び公共土木災害復旧費 2,221万 4,000円を計上いたしました。

第11款公債費は、前年度対比 3.4%増の6億 752万 5,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度同様 1,000万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

歳入予算につきましては、景気低迷により税収の伸びは期待できず、厳しい財政状況を踏まえ、国の財政見通しや従来の収入実績、今後の動向を慎重に検討し、予算計上いたしました。自主財源は17億 928万 8,000円で、前年度対比 6,556万 4,000円の減額となり、構成比が36.7%となっております。本町歳入の根幹であります町税収入につきましては9億 6,664万 2,000円を計上いたしました。この額は前年度に対しまして 2,437万円の減額となりましたが、税収見通しに不確定要素があり、今後の動向を見ながら適切に対応してまいる所存であります。自主財源の主なもの町税が9億 6,664万 2,000円のほか、繰入金3億 1,371万 5,000円、繰越金1億 8,000万円、分担金及び負担金 8,556万 7,000円、さらに使用料及び手数料 8,283万 2,000円であります。一方依存財源につきましては29億 6,071万 2,000円で前年度対比1億 3,443万 6,000円の減額で、構成比は63.3%となりました。本町財政で最大のウエートを占める地方交付税は構成比41.1%の19億 2,000万円、地方譲与税 6,280万円、本年度より恒久減税のための実施に伴う減収額の一部を補てんするため交付される地方特別交付金は 2,000万円、地方消費税交付金 9,000万円、その他の各種交付金の額合計で1億 200万円、国県支出金4億 3,061万 2,000円及び町債が構成比 7.2%の3億 3,530万円であります。

以上で、平成11年度一般会計当初予算全般についての予算編成方針並びに概要説明を終わらせていただきます。

国民健康保険特別会計、平成11年度の国民健康保険特別会計の予算の編成につきましては、国より示されました制度改正等を踏まえた上で、健全な事業運営の確保を図ることを基本に高齢化による低所得層の増加、医療需要の増高等に対応した予算を編成いたしました。予算総額は9億 2,238万 6,000円で、前年度に比較しますと1.84%、1,662万 2,000円の増額となっております。この主な要因といたしましては、老人保健拠出金の増加が予測されるためであります。また過去の実績を踏まえた医療費推計では、退職被保険者の医費が増加し、一般被保険者の医療費が減少しております。保険給付費につきましては、6億 6,336万 7,000円で0.03%、22万 6,000円の減となり、また老人保健拠出金は 1,564万 3,000円の増額計上となりました。

歳入につきましては、国保会計の主要財源であります国民健康保険税を1.27%減の4億 2,175万 7,000円を計上いたしました。国庫支出金につきましては、2億 8,872万 9,000円、療養給付費交付金は 9,120万 6,000円を計上いたしました。また支払準備基金繰入金に 3,500万円を計上いたしましたが、今後の動向等を見極めながら適切に対応してまいる所存であります。

老人保健特別会計、平成11年度の予算総額は11億 7,808万 6,000円で前年度と比較いたしますと 3,089万 9,000円増額2.69%の増となりました。歳出の大部分を占める医療諸費につきましては、11億 7,805万 7,000円で2.78%の増となりました。この要因は過去の実績等から推計した医療諸費の伸び率の増加傾向によるものであります。歳入につきましては、各負担割合によりまして、支払基金交付金7億 9,198万 5,000円、国庫支出金2億 5,738万 5,000円等を計上いたしましたが、社保基金、国県ともそれぞれ独自の医療費推計により概算で交付され、翌年度の精算となりますので今後の動向を見ながら、慎重に対処してまいりたいと存じます。

南上財産区特別会計、歳入歳出予算総額はそれぞれ58万 3,000円でありまして、歳入につきましては財産運用収入2万 2,000円、繰越金56万円等でありまして、歳出につきましては総務管理費58万 3,000円で財産区管理運営事務費であります。

南崎財産区特別会計、歳入歳出予算総額はそれぞれ6万 5,000円でありまして、歳入につきましては繰越金6万 4,000円が主なものであります。歳出につきましては総務管理費6万 5,000円で、財産区管理運営事務費であります。

三坂財産区特別会計、歳入歳出予算総額はそれぞれ2,587万 8,000円でありまして、歳入につきましては財産運用収入1,272万 1,000円、財政調整基金繰入金1,295万 6,000円、繰越金20万円等でありまして、歳出につきましては総務管理費2,587万 8,000円でありまして、その主なものは三坂地区の公共事業等に対応するための一般会計への繰出金2,505万円その他財産区管理運営事務費であります。

土地取得特別会計、歳入歳出予算総額はそれぞれ10万 4,000円を計上いたしました。土地取得会計では、差田総合体育施設用地を継続的に年次計画で土地取得をしておりますが、当初予算では厳しい財政状況の中であり、今後、検討を加え、補正予算で対応していきたいと存じます。

公共下水道特別会計、平成5年度の事業着手から7年目を迎える公共下水道事業の予算総額は、歳入歳出それぞれ10億 7,444万円となりました。歳出の主なものといたしましては、湊幹線管渠築造工事2億 4,112万円、南伊豆町クリーンセンター建設工事委託料7億 3,900万円、上水道等移設補償費1,240万円及び公債費5,180万 6,000円であります。歳入につきましては国庫支出金3億 2,631万 6,000円、町債6億 3,080万円でありまして、一般会計からの繰入金は1億 1,732万 1,000円を計上いたしました。

子浦漁業集落排水事業特別会計、平成8年度の供用開始から4年目を迎える子浦漁業集落排水事業の予算総額は、歳入歳出それぞれ2,136万 6,000円となりました。歳出の主なもの

といたしまして、町債の元金償還金 1,248万 4,000円、利子 794万 2,000円及び排水設備等改造資金利子補給金87万 7,000円であります。歳入につきましては一般会計繰入金 2,130万 2,000 円を計上いたしました。

中木漁業集落環境整備事業特別会計、本町における第 3 番目の漁業集落排水施設の完成を目指し、平成 9 年度に事業着手し、3 年目になりました中木漁業集落環境整備事業の予算総額は歳入歳出それぞれ 2 億 5,375万 5,000円となりました。歳出の主なものとしていたしましては集落環境整備工事費 2 億 3,609万 8,000円、設計施工監理等の委託料 653万 7,000円及び給料、職員手当等で 712万 3,000円であります。歳入につきましては受益者負担金 2,442万円、国庫補助金 1 億 6,590万円、一般会計繰入金 723万 3,000円及び町債 5,620万円を計上いたしました。

水道事業会計、平成11年度の水道事業会計予算につきましては、上水道第 5 次拡張事業計画に基づき、水道施設を增強し、安定供給を図るため、継続事業の青市高区送配水管布設替工事及び下水道工事等に伴う配水管布設替工事を推進することを重点として予算編成をいたしました。

収益的収支予算につきましては、事業収入額を 3.4%減の 2 億 7,960万 9,000円を計上いたしました。このうち給水収益は 2 億 6,976万 8,000円を見積もっております。事業費用は 3 億 197万 5,000円と前年度比 7.1%増となっておりますが、内訳は営業費用 2 億 5,183万 7,000円と企業債利息を主とする営業外費用 4,913万 8,000円等であります。この結果、本年度の予定損益計算書では、純損失が 2,538万 2,000円になる見込みであります。資本的収支予算の支出につきましては、前年度比63%減の 1 億 4,209万 7,000円を計上いたしました。その内訳の主なものとしては下水道工事に伴う配水管布設替工事費他の水道施設改良費に 3,140 万円、上水道第 5 次拡張事業費に青市高区送配水管布設替工事費 970万円、手石配水池測量設計委託料 2,000万円、青野大師ダム建設工事負担金 3,575万円他の計 6,575万円、車両購入にかかわる営業設備品費 120万円、企業債償還金に 4,274万 7,000円等となっております。これに対する収入額は一般会計繰入金 2,410万円、国庫補助金 1,751万 6,000円、企業債 2,410万円、給水負担金 500万円、建設改良工事負担金 1,340万円の合計 8,411万 6,000 円を計上いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する 5,798万 1,000円は、損益勘定留保資金と消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。なお、水道事業の経営に当たりましては、独立採算が基本原則でありますから、極めて厳しい経営状況にあることを踏まえ、常に経済性に配慮し、より一層経営の合理化と安定供給に努めてまいり所存でございます。

平成10年度第4・四半期1月から3月における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

南伊豆町庁舎及び防災センター非常電源設備改修工事 2,199万 7,500円、有限会社鈴木電気工業、大瀬マシロ農道災害復旧工事 309万 4,350円、伸和建设、加納神内治山災害復旧工事 704万 2,350円、池野ブルドーザー株式会社、加納神内治山測量設計業務委託 284万 9,700円、有限会社小室設計事務所、松くい虫伐倒駆除業務委託 211万 500円、南伊豆町森林組合、松くい虫予防剤樹幹注入業務委託 235万 9,350円、南伊豆町森林組合、毛倉野地区圃場整備補完工事、243万 6,000円、池野ブルドーザー株式会社、分収造林保育業務委託 223万 5,000円、南伊豆町森林組合、公共下水道事業湊処理分区分管渠築造工事第6工区 1,391万 2,500円、株式会社保坂建設、公共下水道事業、南伊豆町クリーンセンター建設工事委託、6億 8,600万円、日本下水道事業団、町立南崎小学校屋内運動場建設工事本体 2億 9,400万円、河津・長田特定建設工事共同企業体、町立南崎小学校屋内運動場建設工事、電気、3,097万 5,000円、有限会社渡辺電気商会、町立南崎小学校屋内運動場建設工事、機械 854万 7,000円、有限会社渡辺住宅設備、町立南崎小学校屋内運動場建設用地造成工事 1,716万 7,500円、長田建設工業株式会社、武道館看板等附帯工事 226万 3,800円、長田、保坂建設特別共同企業体、青市高区配水池用地測量業務委託 246万 7,500円、有限会社小室測量設計事務所。

以上で平成11年度における各会計の予算編成方針並びに所信表明を終わらせていただきますが、詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程されました際に、各主管課長より説明させていただきますので、どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） これにて所信表明及び予算編成方針についての説明を終わります。

---

◎一般質問

○議長（渡辺守男君） これより一般質問を行います。

---

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（渡辺守男君） 9番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔9番 横嶋隆二君登壇〕

○9番（横嶋隆二君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

私は、南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

初めに、今日の長引く不況のもとで、町民の皆さんの生活が非常に厳しい事態を余儀なく

されていること、繰り返し議会でも述べさせていただきましたが、日常、住民の皆さんの生活を拝見し、日を追うごとにその状態が厳しくなっていること。そしてそれに対して、今の政府がこの予算に出してきたことは、住民国民生活の向上ではなくて、名前は減税といっても8割がたの国民に増税を強いる、景気に逆行する内容であります。同時に平和の問題でも戦争準備法案と言われるガイドラインが国会に提出されています。私はこの場で地方自治の現場に身を置く者として、この不況の早期終結と住民生活を守るために地方の現場で闘うこと、奮闘すると同時に、国政そして県政に対しても厳しい意見を住民の立場から主張するものであります。同時に、平和の問題でもガイドラインはかつてない日本の平和を脅かす法案にほかなりません。この問題でも何よりも平和あってこそ地方自治であります。この点を踏まえて今回の質問を行いたいと思います。

まず、町長の政治姿勢についてであります。新しい体制になり、こうした政治状況の中で、また全国町村議長会等々でも地方分権を前にして、議会とそして同時に直接公選される首長に対する厳しくそして内容のある提案が提起されている今日、町政に対してどのように臨もうとしておられるのか。この質問では、まず最初に公約に掲げた原点は何を指すのか。所信表明でも説明がありましたが、今ひとつ具体的にあれば、ぜひその点をもう一度説明していただきたい。

また、この選挙では前町政の継承、そうした点に関する住民の批判があったわけですが、これまでの行政の認識評価については、町長の考える原点に照らしてどうであったのか。この点をまずお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 公約に掲げた原点に戻る町政の原点についての質問と受け止めておりますけれども、本旨については施政方針に掲げたとおりでありますけれども、原点の解釈というのは、それぞれ政治姿勢によって相違があるかと私は考えております。住民の住民による住民のための政治、民主主義の原点としてリンカーンの言われた言葉ですけれども、私は住民と考えております。そして主権在民をこれからの政治モットーとして生きて、やりたい。そう考えております。

以上。

○9番（横嶋隆二君） 次に、公約に掲げた住民の声を行政に反映する具体的な方策、これは1の3に掲げた風通しのよい開かれた行政と訓示されているその点と似通っておりますので、この点具体的にどのように進めるつもりなのか、この点をお聞かせいただきたい。

○町長（岩田 篤君） 公約に掲げた住民の声を行政に反映する具体的な方策、また風通しのよい開かれた行政と訓示されたこの具体的に方策について、どう考えるかということで、私は地区懇談会を通じ、南伊豆町の将来像を描き、その中で対応していきたい。地区懇談会につきましては、第4次南伊豆町総合計画の立案に必要でもあり、早期に実現、実施したいと考えております。

また、現在の縦割り行政だけでは行政の限界を感じ、その弊害をできるだけ早く取り除くために庁議の内容充実を努め、これを第一歩として考えております。また町長個人としては、日程の都合がつくならば、月1回程度の町長室のオープンの日を設け、住民との相談日を設けたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 9番。

○9番（横嶋隆二君） 今、地区懇談会の開催での計画への反映、そして町長室のオープン等々と答弁されましたが、ぜひこの地区懇談会、これは任期は4年ありますが、ぜひ繰り返し住民の声を反映していく。ここを位置づけをしていただきたい。もちろん議会も住民の声を反映する場ではありますが、そこで私は1点、これまでの町政の中で住民の多くの皆さんから指摘されている中で、住民から役場に要求を直接持っていくと、区長を通してからとか、あるいはこの区長からは役場へ直接ではなく、区長を通してから、こういうことも多々あったと。そういう点をこれ後で答弁いただきますが、認識をして、この点の改善、主権在民、民主主義という住民が主体という答弁がありました。この点ではやはりそうした今までの慣行でのあり方を徐々に改める必要があると思います。

さて、本市の原点に関しては、今ははっきりと解釈にはそれぞれの立場での解釈があるというふうに言われたと思います。私は私の思いとそれと住民の皆様からこの点についての意見をこの間2カ月余り聞く中で、地方自治における地方自治に身を置く者として、地方自治の原点として、以下の点をしっかり踏まえることが大切だと思います。それは日本国憲法とそこに位置づけられた地方自治法第8章に位置づけられております。憲法はその前文で、そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。これをこの第8章で規定する地方自治法に置き換えてみた場合、そもそも地方公共団体の政治と行政は、住民の厳粛な信託によるものであって、その権威は住民に由来し、その権力は住民の代表がこれを行使し、その福利は住民がこれを享受する。こういうふうになります。先ほど述べられた主権在民と住民が主体、民主

主義の原点は、まさにこのことではないかというふうに思います。ここにこそ地方自治の原点があり、住民自治すなわち民主主義の徹底と団体自治、すなわち独立の団体の責任による執行の双方、これは国や県に対しても独立した確固とした、私たちは住民の生活を守る防波堤という言葉でも言っておりますが、この両方の執行の双方の実現こそが、まさに地方自治の本旨ではないでしょうか。その根底には、地方自治法で定めるように住民の福祉向上という大目的があり、首長も議会も双方直接住民に責任を負うものであります。

この点でこの項に関して、もう1点質問ですが、先ほどの現状に表れている問題とそれともう1つ、この住民の声を反映する、そして開かれた行政をつくるという点で、現在それを保障する手段はこの町にはまだ確立をされておられません。今、国会では情報公開法が制定されておりますが、情報公開を一番日本の自治体で一番初めだった情報公開条例、山形県の金山町であります。今まで400の都道府県市町村で制定済みであります。こうした問題は、マスコミでもこの新オンブズマンによる情報公開条例のこの内容の査定まで報道されておりますが、こうした点、町長がこの所信で述べた原点と住民の声を反映する。まさにこれはそれぞれの解釈ではなく、確固とした地方自治の本旨にのっとりこれを保障する。この内容を具体的に情報公開条例として、これを確立をしていく、このことが必要ではないかというふうに思います。町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。区長……区長というか行政協力員と住民との関係とそれと情報公開条例です。

○議長（渡辺守男君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 情報公開条例の定めについてということでございますけれども、情報公開につきましては、所信表明でも示したとおり、開かれた行政を目指す上で大変重要なことであります。今後も前向きに検討していきたいと思いますが、賀茂郡下の様子を見まして、南伊豆町が単独に走ることなく、また総務課長等の会議等で検討して、なお情報公開制度について話し合っていきたい。さように今のところは、そこまでの踏み込みは考えておりません。また総務課長により補足説明させていただきます。

○9番（横嶋隆二君） あと住民との関係はどう……。いわゆる住民の声が途中でとまっちゃうということに関して、もし思いがあれば、なければ……。

○町長（岩田 篤君） 住民の声が途中で止まるというのはどういうことですか。

○9番（横嶋隆二君） いわゆるさまざま意見あります。大小あるんですが、いわゆる役場に意見や要望をいたす際にその内容はいろいろあるんだけど、そのまま区長を通してからとか、具体的にそういうこともあるということで、その点でまず役場で解決のプロセスはいろいろあっても受けとめる。それこそ住民の声を聞く。そしてその上で考えるべきという

ことです。そういうことを認識されておればですね。なければ今後の問題として……。

○議長（渡辺守男君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 次の土屋さんのところで述べようかと思っていますけれども、諮問委員会ということで、いきなり役場の方にそういう苦情とか、来ても役場の職員もすぐ対応できるということは、多分できかねると思います。そのために諮問委員会等という、僕はひとつ受け皿を考えるべきじゃないかなと。それによって各地区の問題点につき話し合い、それを行政の中へ反映していきたいという、そういう1つの方法として考えております。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

○総務課長（高野克巳君） それでは、情報公開について補足説明をさせていただきます。

国では、平成6年12月19日の行政改革委員会設置法の施行とともに、情報公開部会が設置され、行政情報公開に関する事項を調査審議し、平成8年12月までに情報公開法制定に向けて意見を行政改革委員会に答申するとされました。平成8年11月情報公開法要綱案の最終報告が公表されました。法案化に向けた動きが具体化し、開会中の第145回国会において継続審議中でありました行政機関の保有する情報の公開に関する法律案が衆議院を通過し、2月16日参議院に報告されましたことから、法制、法の制定は近いものと考えられます。そういうわけでその内容に注視し、対応してまいりたいと存じます。

議員が述べましたとおり、昭和57年3月山形県金山町で始まった情報公開条例は、市町村に普及し、都道府県レベルではすべて制度化され、静岡県では平成元年度に施行されております。市町村では、本県の榛原町が昭和57年10月施行と早く、県下では17市5町が制定済みであります。市町村レベルではまだ1割弱の制定状況となっております。静岡県では榛原町、函南町、芝川町、富士川町、由比町が情報公開条例が制定されております。そういうわけで、国や近隣市町村の動向を見極めながら、この文書保存制度の改善も必要になりますので、それらを踏まえて検討を進めていきたいという考えでおります。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） この点、今答弁いただきましたけれども、ひとつ行政協力員としての区長の役割は、これは規則でも要綱でも極めて限られているんですね。地方自治法にはそうした要旨ありません。さまざまな疑問があるようなんですけれども、これは住民の声は基本的に、これは声のお知らせというかはがきでもありますけれども、直接聞く。これは先ほど町長がおっしゃられたその町長室のオープン、これとも先ほどの答弁若干矛盾したんですが、やはり住民の声をその場で長々とかいろいというその程度はありますけれども、そこでの短絡的な結論を出して住民を帰すんじゃなくて住民の要望をしっかり受けとめる。それで考える、

検討する、実行する。それが時間かかりますけれども、そうしたことをやる。それと諮問的な内容に関しては、そうした声を集約した上で、それを検討する。より高度な審議会等々の現状もありますけれども、そうした点でのことになると思います。そうした中間的なところに置かないで直接の声もわずか1万余の住民の言うことです。こうした点では、まさに手のひらに置けるようにその意見をまず受けとめる。そのことは強く要求しておきたいと思いません。

それと、情報公開については近隣の市町村の動向ということもありました。しかしこれも疑問というか、今議会にも提案されて、図らずも私も資料を取り寄せた町村議会議長会の地方議会活性化研究会の出した方策、これに基づく地方自治法の改正を求める意見書が用意されています。それはこの中にも町議会、議会は議員と当局が構成するものですが、この自主性の強化、地方分権の答申が三次答申、五次答申が出てくるのを前にして、この中で地方議会の自主性の強化ということが、非常に強調されております。そこでは権限の拡大も地方自治法の中で認めている。こうした点に基づくならば、賀茂郡下の近隣の町村の動向を見るということだけではない。また静岡県、情報公開に関しては静岡県は東京、岡山と一緒にいわゆる情報公開するそのものに閲覧料を取られるということで失格というようなマスコミの評価も受けていますが、こうしたところは参考に値しない。やはり自分の力で考えて、そして先進例を見習う。まさに山形の金山町はこうしたまちづくりの点でも情報公開ではない努力はされている。こういう点を我が町の新しい町政の執行に際しても、その息吹をぜひ取り入れていただきたいということを強くこの場で要望するものであります。

次に…。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君に申し上げます。次の質問に入る前に若干休憩をとります。

○9番（横嶋隆二君） 休憩ね。そうすると25分であと残り35分ですね。

○議長（渡辺守男君） 45分まで10分ほど休憩をとります。

（午前10時35分）

○議長（渡辺守男君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

（午前10時45分）

○議長（渡辺守男君） 横嶋隆二君。

○9番（横嶋隆二君） それでは、質問を続けたいと思います。

2番目、順番を変えまして3番の中学校の部活動について、小規模校における部活動のあ

り方と教育的配慮について質問を行います。

後ろまで聞こえますでしょうかね。

学校教育の目的は、言うまでもなく子供たちの人間的な成長、発達を保障することにあります。それは人格の形成、教育基本法第1条又は児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。これは子供の権利条約の第29条に明記されております。

現在、学校で放課後行われている部活動は、1977年改訂の学習指導要領により、学習指導要領に示された教育課程の基準としての内容のクラブ活動には含まれないものとされ、部活動は教育課程の基準として示していないが、学校管理下で計画し、実施する教育活動とされました。しかし1989年の改訂で部活動への参加をもって、クラブ活動の一部又は全部の履修にかえることができることになり、ほとんどの学校でこうした措置がとられております。南伊豆町の2校の中学校も同様であります。このように教育課程上の位置づけにあいまいさがありますが、現在、学校教育の中で行われている部活動は、子供たちの興味、関心、個性に基づいた自主的活動の中で、文化、芸術、スポーツに関する知識、技能を身につけ、心身の健全な発達、民主主義的な人格、自治の力などをはぐくむという意義を持っております。一方で現状はどうでしょうか。町内に中学校は2校ありますが、このうち文化部活動のない学校で、これから中学校生活を迎える児童、保護者の中に希望ではなく落胆とあきらめ、3年間だまって、じっとして我慢して過ごしていればいい。こういう切実な声があります。私がいいろいろ調査した結果、これは今の子供たち、小学校の児童だけではなく、これまでこうした先ほど述べた学習指導要領の変遷に基づく学校の対応、そして多くはそのもとはもちろん文部省ですけれども、現場の混乱が一番子供たちの中に、在学生徒の中にも、こうしたことが影を落としているという実態がつぶさに浮かび上がって、切実な悲鳴が私のところに寄せられてきました。教育長、この現状、どのように感じられるか。今、私がこうしたことを述べましたが、これまでにそうした現状がとらえられていたのか。この点についても手短かに答弁をしていただきたいと思ひます。

○議長（渡辺守男君） 教育長。

○教育長（坂倉範一君） それではお答えします。

今、議員から指摘のあったようなことも含めて、私の方に一般質問で通告のあった中学校の部活動、特に小規模校における部活動のあり方と教育的配慮について。今の要旨は教育的配慮についてということも含まれていると思ひますので、一応私の方で通告のあった質問についてご説明申し上げて、また議員の再度のご質問をいただきたいと思ひます。

議員の皆さんにも理解していただきたいですけれども、賀茂地区には下田市を含めて13校の中学校があります。そのうち議員の指摘のあった小規模校と言われる1学年1学級という学校は南伊豆東中を含めて3校です。その部活動については、今、お話のあったように学校の規模にかかわらず運動部活動については、教育活動の一環として行われています。そのねらいは生徒の心身の調和のとれた発達を図り、ということと個性の伸張それから学年の枠を超えた望ましい人間関係を育てる上で大きな役割を占めています。また、生涯を通じて運動に親しむ習慣を形成する基礎をも培っています。しかし年々少子化が進み、今、南伊豆東中では10年度の生徒数がわずか104名、それから11年度になっても105名です。今、クラブ活動が週1時間、これは必修で位置づけられていますけれども、それを運動部活動に代替してもよしという文部省の方針が出ていますので、全員が運動部入部を原則としています。これは原則です。南東中は指導者がわずか8名です。校長を抜いて。この8名が複数で顧問体制を組んで部活の指導をしています。

今、構成している南東中の部活動はバレー部が男女、テニス部が男女、この2つの団体の種目しかありません。ですからどうしても部活動を成立させるにはチーム構成の上から最低人数が必要です。部活動の種目については、1人1人の希望を活かしてやるのが基本ですけれども、そういう学校の環境にないため、指導者、生徒数ないために、希望を持ってもらってもそれが生かし切れないので不満を持っている生徒も確かにいます。しかし現にそういう子供たちを救う人の道も考えながら部活動を進めて、いい成績をおさめています。入部の指導についてですけれども、子供の希望を生かすためにどうしているかという、中学の1日入学の折に生徒や保護者に対して、部活動についての現状、学校の現状や方針を説明して、理解を得るように努力しています。これは横嶋議員さんご理解いただいていると思います。また、新入生は4月中旬まで部活動を見学し、4月後半に仮入部して5月の1日から正式入部するということになっています。その間にどうしても正当な理由として運動部に入らないということも出てきます。そういう子については、その状況において担当と保護者と本人と話し合っただけで弾力的に対応をしています。

○9番（横嶋隆二君） ごめんなさいね。議長、よろしいですか。現状で報告ありがたいんですけど、質問の全体の時間があるものでよろしいですか。私の先ほど言った質問に対する答えでは、胸をつぶされるような思いで子供たちがいるという現状で、それはこれから入る子供たちもそうだけでも、在生徒の中にもいるということ。この子供たちの気持ちに対して教育長の気持ちはどういう感想を持たれますか、この点1点だけでいいです。

○議長（渡辺守男君） 教育長。

○教育長（坂倉範一君） 今のような現状をいろいろ聞いておまして、今の部活動を南伊豆町での南伊豆中学と南東中の部活動について、もう1回いい機会ですので洗い直して見直して、保護者、生徒の意見、職員の考え方、十分練って、部活動を新しい方向に改善していくというねらいのもとに会議を持ちたい。そう考えております。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 私が今、求めて、新たなその先のことはまた議論しますけれども、先ほど教育の理念、教育基本法と子供の権利条約の内容も話しましたが、やはりこれから希望を持って中学時代を人生の中でも自己を模索して自己を確立しようとする時期であります。そういうことがあってはいけない。断じてならないということ。非常にかわいそうだ。そういうことがあっては。個々の子供ではありません。そういう思いを、胸をつぶすような思いに本当に寄せてほしい。そのことがなければ、本当に何をするかということが、やはり生まれてくるき方が希薄なんではないか。本当に今、教育の一端で小学校教育も南伊豆町は全体で最も全国で求めている30人学級にも届かない。そういう中でTTの授業、そして私たちが受けた教育のときよりも、はるかに多いディベート。そういう討論でまさに子供の権利条約でも言っている意見表明権、そうしたことが伸びつつある。そうした小学校の成果から、中学校へ行くときに胸をつぶされるような思い。これは断じてあってはならない。私はさまざまないろんなことも、これ数年間聞いてきました。しかし本当につぶさにこうしたことがなぜ起きるかという現状を考えたときに、もうここで大人が、今、子供の社会の問題、青少年対策等々で話題になることもありますけれども、こうした現状を直面したときに、痛みを感じる。そういう教育行政になっていただきたい。中学校時代は人生の中でも繰り返しですが、自己を模索し自己を確立しようとする、し始める時期であり、この時期の自主的な部活動の中学校生活における生徒のウエートは非常に大きいんです。そのときに子供が自らの活動をする場所を選択できる条件がスポーツが主体で、文化的な側面がないか、あるいは希薄であるのは成長の芽を摘むものではないでしょうか。スポーツ部活動のよい面は否定するものではありませんが、指導上の留意事項に照らして考えれば、当然、部活動の重要性も文化部活動の重要性も当然視されなければならないのではないのでしょうか。この点で子供の権利条約の第31条には、29条では豊かな発達がありまして、39条ではもっとゆとりと遊び、文化と芸術を子供に日本政府も批准した内容であります。詳しくは述べませんが、そして先ほど部の現状と教員の状態も配置も報告されましたが、そのとおりであります。同時に運動部活動における問題は、今日、南伊豆町で起こっている問題、ここで上げるだけではない。もう前からそういうことが潜在としてあった。

そして、全国ではこうしたものが私、今回質問を準備するのに文部省からも、この運動部活動のあり方に関する調査研究報告書ですね。それと県PTA連合会、県P連、そして東部教育事務所、また教職員組合の教研集会の検討書、そして全日本教職員組合の部活動問題検討委員会の資料をつぶさに見てみまして、これはこの先ほど教育長が言われた部活動の問題、これはクラブ学習指導要領にも、冒頭述べましたが、学習指導要領に明記されているクラブ活動、必修としてのクラブ活動、これの代替措置として厳しい条件が9項目つけられています。これによれば、今、弾力的な措置ということがありましたけれども、これがその一見部活動に当てはまらないという特殊性のように見られる児童を対象とするのではなくて、部活動そのものが任意の手段であって、これをクラブ活動必須の代替とする。そのために制約を設けている。あくまでも自主的、自発的な部活動と必須で全員が履修しなければならないクラブ活動とは、きっぱりとした明記がある。ところが先ほど言われましたように、現場は文部省の指導要領のあいまいさから混乱、そして少子化対策の中で、これは南伊豆町だけじゃない、全国でもこういう問題が起きている。こうしたことがもう既に平成9年12月、今11年になってますけれども、文部省がこれをまとめたということは、そうしたものが指導要領のこの変遷がありますけれども、77年から今度89年に変わる。こうしたことから現場では、そういう困難がもう既に起きている。これが学校の現場、PTA、あるいは生徒会、そしてそうしたことを地元で所轄する教育委員会がこうした問題について、さまざまな検討がもう既にさまざまなところで行われている。こうした点から考えるならば、そうした結果、これは文部省もこういうことを出しながら、この入部のあり方に関して強制があってはならない。もちろんこれは教育長も強制ではないということがありましたけれども、一応入部の資料では、全員の参加。これはやはり1日入学で説明があると言いましたが、新しく子供たちがまだ自己確立をしても意見表明が、日本社会の中ではなかなか言い出しにくいようなところで、こうしたことが本当に自分の希望を言えるのか。ところが原則として全員加入とする。これはこうした条件的な問題の子供たちやあるいは保護者は知りません。そうした中で弾力措置があったとしても、全員加入ということはやはり非常なプレッシャーがあるわけです。ところがこうした問題で東中では、ある女子生徒が本当に胸をつぶれる思いで、勇気を振り絞ってこういう意見を何とか部活動、こうしたものができないのか。こういうことを主張したんです。私はそれまで受けていたそのほかの子供たちもそうですけれども、胸がつぶれる思いとそしてその勇気、これがやはり大人たちがしっかり受けとめて、これを考えなければいけないということをここで述べたい。全然解決はまだ文部省もこの先、部活動を社会体育に移行する。このようなことを言っています。しかしながら、日本の社会環境というのは、まだ

それを受け入れるような運動部活動のよい面を引き続いて受け入れるような社会情勢は整っていません。こうした点でも批判があります。この点に関しては、本当に現状とこうした問題での検討を改めて熟知すると同時に、先ほど今後検討するという結論で言われましたが、この点をしっかりと進めていただきたい。それで大事なことは、さまざまな現象、これは文部省やあるいは教育事務所等々の方針の揺らぎということはあると思います。しかし子供たちが中学校時代はたった3年間しかないんです。こうしたときに大人たちが地域社会も教育行政も、本当に真剣になって、これは教員の中でもそういう意見はあるんです。本当に負担になっている。しかし子供たちの声を何とか実現したい。さまざまな現象やこの現象というのは運動部活動に対していろんな側面、例えばチームができないどうのこうの問題があります。これもこうした問題を引き起こした文部省自身がこのこれからの運動部活動で体育連盟のあり方ですね。大会のあり方。こうしたことも検討報告を出すと同時に、方針として出して、現に中体連ではもう11年度からそうしたことは申し合わせがされて、たまには来ないのかというふうに思うぐらいなんです。こうしたことでの討論が積み重ねられているんですね。という点では、子供たちのこうした状態をもう一刻も放置できない。そして、であるからさまざまな問題に左右されて部活動を見るのではなく、部活動のあるべき理念、いい面、これはスポーツ活動もそうですけど、文化芸術活動も当然だと思います。この理念を離さないで、教職員はもちろんのこと議論を重ね、生徒会も議論を通じて、積み重ねて、問題の克服に当たっていただきたい。先ほど不満を持っている生徒がいることは認識をしていたようですが、その個別の対策ではない。まさに今の子供たちがいじめや不登校などになっている現象の中には、同じ教育の機会均等の理念がありながら、そうしたことがされない。自分に光が当たらない。こうしたことへの反発ではないか。この問題でも運動部活動としてスポーツ部活動をきちんと理念として位置づける。大体割合としてはスポーツ部活動の問題はありますけれども、16%これは東中もことしになって3月にアンケートをとったそうですが、この意見は在学生の中でも父母も含めて16%あるそうです。そういう点から見れば、大体平均の所在があるんです。そうした点からいえば特別なあり方ではなくて、特別に対処ということではなくて、改めて部活動のあり方をしっかり踏まえる中で、子供たちのこの要求にどうこたえられるのか。何ができるのかということを与えることだけではなくて、その自治権を学び始める生徒会などにも呼びかけて考えるということをこれはPTAももちろんだと思います。問題の克服に当たってほしいというふうに思います。

それで、先ほど中学校等々にもそういう指導をするということを言われましたが、東中の校長先生とも伊豆中の校長先生、双方とも忙しい中、それぞれ2時間も時間とってもらって

現状を聞きましたが、本当に文部省やあるいは県教育委員会か分かりませんが、板挟み、教職員の間では部活動を見るのは大変だけれども、子供たちの意見を取り入れたいという、そういう中での板挟み、どうしていいか分からない。そうしたときにそういう気持ちがあります。文化部会が1つある伊豆中でも、やはり原点として子供たちの要求、希望から始めないことに関しては痛みを覚える。率直な気持ちが聞かれました。こうした点を照らしてみれば、いわゆる学校を統括する教育委員会、いわゆる教育委員として選任された方が、こうした問題をどれだけ把握して、そして学校に対して援助、検討をされているのか。もう一度ここをきちんと確立することが必要ではないかと思います。同時に文部省の方針のあれこれではなくて、これは2002年から社会体育に移行されるなんていうことはありますけれども、そうした動向は見据えたとしても、確固として自分たちの自治体の中での責任の範疇では、漏らさずこれを社会教育での権利としての文化、スポーツ要求の保障をどういうふうにしていくのか。結論ではたくさん求められないと思います。しかしこれを議論を積み重ねて考えていくことは必要ではないでしょうか。それは私も文教厚生委員長として、青少年育成活動であります。こうした問題でも提起されましたが、年1回こっきりの会合ではなくて、まさにこうしたところにも教育委員会の提言があり、児童、教育あるいは行政のすべての面で、こうした理念を定着させる。まさにこれは部活動というその言葉の表れではなくて、子供の権利をどう守り、保障していくか。この理念をこれはどうしてかという、学校の校長先生なんかも、実際PTAとかやっているけれども、本当に生の声がなかなか聞きにくい。一方では父母の方には、余り学校に言うとその内申書に影響するんじゃないかとか、そういう危惧があります。個々の校長先生たちはそんなことは、自分たちの子供たちをそんなに悪い評価をするということはないということがあります。言われました。しかし現状の文部省の通達では、そういう評定の項目もあることはあるんです。それをやるかどうかは別として。そうしたことで親の側からそうした意見を抑えてしまう傾向、あるいは教育関係者や児童関係者の中でもそういう誤解や理解の不足、これはやはり教育…

○議長（渡辺守男君） 横嶋君に申し上げます。質問はあと2つ残しております。時間の配分も指示してありますので、要約して質問してください。

○9番（横嶋隆二君） はい。

この点を教育長、長く述べて申しわけないんですけども、現状を述べられてその点をどう受けとめられたか。申しわけないけど。

○議長（渡辺守男君） 教育長。

○教育長（坂倉範一君） 横嶋議員の言うこと、本当にわかります。先ほど開かれた行政とい

うことを言いましたけれども、私の方は開かれた部活動をというようなことで、学校の先生方、教職員ももっとせいせい物を言う。部活動について。それから保護者も子供ももっと本音をぶつけ合いながら対応していきたいということです。ただ今なぜ、それを文化部がないかという、どうしても子供たちの希望が100人いれば100通りになるおそれがあります。それをあなたはお茶だとか、絵だとか、習字だとかと、教師の対応ができないということがあります。そういうことを踏まえながら、それは学校で先生と口を開いていただいて、そういう中で今後の部活動の南伊豆町としてのあり方を探していきたい、そう考えています。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） ぜひ私たちも私も同じ立場でこの問題にも取り組み、子供たちの意向に沿うと同時に成長を見守り、その立場を表明して、次の質問に移ります。

次は、若干時間があと25分までで短いですが、乳児医療費助成制度の改善についてを質問いたします。

先ほど施政方針で、少子、高齢化の問題を言われました。私、中学校の部活動の問題もこの将来、中学校全体でも270人しかいない。その子供たちがますます先ほど報告されましたけれども減っている。こうした中では、この南伊豆町は保育所等々が他の賀茂郡内の町村よりも整備されて、保育環境は整っているにもかかわらず、こうした現象は続いている。この先地区などの存立も危ぶまれる。そういうこともあります。こうした中で、現行、少子対策の一環でもありますけれども、乳幼児医療費助成制度があります。現行が入院が3歳未満、未就学児は8日以上入院で自己負担が500円、通院が乳幼児自己負担1回500円、それでそういう状態ではありますが、この点を少子、高齢化対策、若者特に厚生省の調査でも、20代、30代の子育てする時期が一番負担が高いという、この時期、特にことしもそうですが、去年から新種のインフルエンザの流行で親御さんたちの不安、そして対応というのははかり知れません。こうした点でこの助成制度の拡充を要求するものであります。簡潔にご答弁いただきたい。要求する内容は、入院に関しては現行の内容をできるだけ未就学児日数制限を撤廃する。そしてできれば未就学児から中学卒業まで、これは全国でもそうしたことをやっている自治体があります。もう1つ、通院では、未就学児まで適用する。現行は乳幼児ですね、通院は。それで自己負担1回500円。自己負担なしにして、最低でも4歳。これは北遠の過疎地域、龍山や佐久間村でも県下ではそうした制度が、現状で実施されています。そしてこれは県の制度に対する上乘せですが、これを求めますが、担当はこの問題についてどう考えるか。

また、町長も少子化対策でこれに対する考えがあればお聞かせいただきたい。

○議長（渡辺守男君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

少子化問題は、全国レベルの課題として、社会全体で取り組んでいかなければならない問題であります。本町のような過疎地域では、特に憂慮すべき問題であります。しかも私たち地域経済や生活などで、さまざまなマイナス影響を考えると手をこまねいているわけにはいかないのですけれども、本町においても的確に少子化社会における対応した子育て支援策を推進する意味から、乳幼児の医療費助成制度の拡充は、通院対象年齢を現在の1歳児未満から三、四歳児未満へ引き上げたいと考えております。平成10年4月1日から実施している新しい支払方法の利用状況の年間データがそろい次第、早期に改善したいと考えております。

ただし、質問の未就学児の通院、入院の医療費無料化については、他制度のバランス及び近隣市町村の状況を見た中で改善を検討したいけれど、現状では財政面の負担が余りにも大きいため、県の補助制度を受けなければ、当面は無理のような気がいたします。また、詳しいことについては、担当課長から説明させます。

○議長（渡辺守男君） 健康課長。

○健康課長（池野 徹君） 確かに、過疎11市町村の比較でいきますと、入院、通院いずれも助成内容で郡下過疎3町村は下回っております。

この本町の制度は、予算的に203万円計上してありますが、特に利用率の高い通院負担のデータが今後予想されますもので、わかりませんもので、この点を町長が申し上げたように、1歳児未満から3歳児未満に引き上げてまして、このデータをとった中で確かなものとして、今後4歳児等を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 今の答弁に対して、町長、財政の配分の問題がありましたけれども、現状で203万円という予算措置ですけれども、これは上乗せ補助、さまざまな先ほども行政報告ありましたけれども、例えば武道館の維持費に年間840万円ありますね。こうした問題から考えれば、いわゆるソフト事業、これはその対象とする所得制限を設けなくてやれば、多くの住民に助かる。こうした施策をやはり断行してほしい。この点は予算の本当に大きくないんです。よくよく考えてみれば、ここを上乗せ補助をして、先ほど近隣のという言葉がありました。それは一番最初の質問でお返しするように自主性を持って、賀茂郡下の遅れた例にならない。というのは、静岡県は全国5位の財政力の中で民生費の支出の割合は1人当たり6万4,000円、全国平均10万円の4万円も少ないんです。こうした点、静岡も

含めてそうですと、賀茂郡下、伊豆半島や賀茂郡下というのは全国でも最低レベルの民生費の割合なんです。そうした点に横倣えしていたんでは、南伊豆町の住民、若者たちの流出は歯止めはかからない。ここを見直しをすることが肝要であります。ここをして近隣の賀茂の遅れた事態に学ばないで、本当に住民の切実な声にまさにそこに声を寄せて、それから何が必要かということをやむも導き出してほしいと思うのであります。

最後であと本当に若干ですけれども、介護保険制度の推進上の問題点と対応については、昨年の3月議会で、私質問しました。これで時間の許す限り答弁をしていただきたいと思いますが、これは私が求めていたのは、当時、介護保険、今なお問題になって国会でも審議されておりますけれども、制度の不十分さ、今の現状の介護の水準が切り下げられる。在宅介護もそうだし、施設の介護もそうだ。しかし全国の声を押されて、厚生大臣は例えば特養ホームの入所者の援助に対しても基本的に考えている。そうした診療報酬ですね、介護報酬ですね。この配慮を必要なことを認める。これが昨日の報道でされています。参議院の予算委員会、こうした点。それと私が前にも要求した介護保険の1号被保険者に対する免除制度の創設。来年実施するに当たって、ぜひともこれは必要だ。それともうちょっと許す範囲があれば、シミュレーションを昨年行っていますが、そこでの実態。これは1月の8日にもう既に報告受けているんですけれども、このシミュレーションの実態をやると、現行の介護よりもほとんどは低いサービス実態になるという、この点の改善についてはどうなのか。最後にお聞かせいただきたい。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、お答えいたします。

シミュレーションの結果ですけれども、横嶋さんがおっしゃるとおり、現在、特別養護老人ホームに入所の方で、自立の人がいるという結果が出ています。これにつきましては5年間は経過措置がございますのでよろしいですけど、その後の問題が出ております。

次に、横嶋さんがおっしゃったとおり、確かに介護度を重度にして入力しますと、厚生省の方では介護度が下がるという問題があると、私どもの方で聞こえてました。

それ以外にも例えばの話、現在福祉サービスを受けている方で、介護認定審査会で審査した結果、介護度認定の結果が要するに自立という結果がでた場合どうするかという問題が出てきます。この辺につきましては、私たちもそういう問題は分かっておりますものですから、県や国の方に要するに上乘せ、横だしどうにかということで、何とかならないかということでお願いしております。そういう点での結果を見ながら多分これから対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） これで終わりますけれども、ぜひやっとな年の質問ではまだ来ないということでありましたが、全国のそれこそ住民の現状をとらえたときに、やっとな意見出てきたんですが、繰り返して申し上げますけれども、住民の声をとらえる。町長が申し上げた原点、私が申し上げた地方自治の本旨にもありますけれども、こうした点にかんがみるならば、住民の声をとらえた上でその上に賀茂郡下の町村の足並みということはありません。ということで、南伊豆町は賀茂郡を引っ張るような先進の役割を果たす、そういう町政の切りかえを今後とっていただくよう強く要望をいたしまして、今回の私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（渡辺守男君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

◇ 土 屋 隆 俊 君

○議長（渡辺守男君） 15番議員、土屋隆俊君の質問を許可します。

〔15番 土屋隆俊君登壇〕

○15番（土屋隆俊君） 通告のとおり質問いたしますので、答弁をお願いいたします。

新町長は、選挙戦の公約に原点に戻る南伊豆町をスローガンのもとに、次の3点を述べられております。地方分権の流れを先取りし、数多い規制の見直しを積極的に進めます。2番目に、有能な人材発掘を積極的に推し進め、行政に参画していただく。3番目に、お年寄りに夢と希望をとという3点でございますが、私は通告のとおり、有能な人材の発掘を積極的に推し進め、行政に参画していただくことを質問いたします。なお、所信表明や前横嶋議員の質問にも具体的に述べられておりますので、詳細になお詳しくお願いしたいと思います。

その1点でございますが、有能な人材を発掘するためにはどのような方策で発掘するのか。2点目は、我が町は気候、風土、自然のいっぱい町でございます。他地区からここに永住している人たちが相当数おりますが、この中には非常に文化的な方たちもたくさんおります。そういう人たちのこれからの町政に参画していただくためには、どのような方策をとるのか町長にお伺いいたします。

○議長（渡辺守男君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

有能な人材を積極的に推し進めるのにはどうしたらいいかという第1回の質問です。私は

地区懇談会により、住民の声、要望を聞き、それに対応しながら、町内からの人材を求める。そして先ほども申しましたけれども、諮問委員会等を設置したいと考えております。私、選挙戦の中において、おじいちゃん、おばあちゃんを見たときに、その経験は宝だよといったことを覚えております。その経験も宝として聞く行政、それが懇談会、その他の方法によって、私は年寄りの経験も人材の1つだと私は考えております。できるだけ幅広く意見を聞きながら、この人材発掘についてはやっていきたい。そして皆様に南伊豆町の一番いいところを知っているのは、その経験に基づいて成り立つ分があるんじゃないかなとそう考えております。

また、2については、懇談会后に人選すべきと考え、またこの南伊豆町、女性の社会進出が現在顕著になっております。ぜひ女性の委員になってもらって、女性から見た南伊豆町ということも考えるべきじゃないかなと私は考えております。

また、第2点目でございますけれども、他地区において、当町に永住する人たちの懇談会、当町に永住している選挙選を通じて本当に素晴らしい人がいるというのは実感しております。その方々ともぜひ南伊豆町のために客観的な意見を発表していただき、これからの行政に生かすべきではないかな。懇談会を通じてやっていきたいと考えております。

○議長（渡辺守男君） 土屋隆俊君。

○15番（土屋隆俊君） 今までの慣例でございますと、前町長も地区懇談会を開いたことがございますが、集まる人たちは区長さん以下、区の役員等々で、なかなか一般の人たちは参画してくれなかったという経緯もございますので、なるべく大勢の人が集まるような方策をお願いしたいということでございます。

なお、2点目でございますが、平成7年の9月定例会議会にもこの問題について、前町長に質問した経緯がございますが、残念ながら開催がなかったということでございます。町長も2回ほどあのような町長選をやったわけでございますが、そういう人たちばかりではございません。非常にあなたも今度の選挙選でいろんな人たちから意見があったそうでございますが、集める気になれば非常にそういう人たちが集まるそうでございますので、そういう機関を通じて、よろしく大勢集めて町政の運営に参画していただくということをお願いしまして私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 土屋隆俊君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

◎議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） これより議案審議に入ります。

議第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 人権擁護委員の推薦について。

第2号の人権擁護委員の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、法務大臣より委嘱されている南伊豆町の人権擁護委員は5名であります。その5名の人権擁護委員の中で、南伊豆町加納 423番地の4、山田勇氏が平成11年6月14日をもって任期満了となりますので、その後継者の推薦依頼が静岡地方法務局よりありました。それを受けて、人格、識見高く、広く社会の事情に通じた人権擁護に深く理解のある南伊豆町加納 423番地の4、山田勇氏を再度推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、ご提案申し上げます。

なお、人権擁護委員の任期は3年で、法務大臣より委嘱されます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第2号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第2号は原案どおり可決されました。

---

◎議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第3号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

議第3号議案の提案理由を申し上げます。

平成12年2月18日、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令が公布され、保母の名称が保育士に変更になり、平成11年4月1日から施行されます。これに伴いまして、関係条例の整備の必要が生じたのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第3号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第3号は原案どおり可決されました。

---

◎議第4号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺守男君） 議第4号 南伊豆町武道館設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 説明申し上げます。

南伊豆町武道館設置及び管理条例の制定について。

本条例は、かねてより建設中の南伊豆町武道館が、去る2月20日に完成、落成いたしました。つきましては、この武道館の設置及びその管理について、地方自治法の定めるところにより条例を制定させていただくものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長より説明させます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 内容説明をお願いします。

〔教育委員会事務局長 土屋 敬君登壇〕

○教育委員会事務局長（土屋 敬君） それでは、内容につきまして朗読をもってご説明を申し上げます。

目的といたしまして、第1条、この条例は地方自治法第244条の2の規定により、町民の健康の増進と心身の健全な発達を図るため、南伊豆町武道館（以下武道館という）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。ということで、地方自治法の244条の2に、公の施設をつくった場合にはその施設の設置及び管理について、条例でこれを定めなければならないということがありますので、これに基づきまして設置及び管理条例を制定するというのであります。

武道館の名称及び位置、第2条、南伊豆町が設置する武道館の名称及び位置は次のとおりとする。

(1) 名称、南伊豆町武道館。

(2) 位置、南伊豆町加納字八重ヶ瀬 590番の1。

管理、第3条、武道館の管理については、南伊豆町教育委員会（以下教育委員会という。）が当たる。

#### 職員

第4条、武道館に館長ほか必要な職員を置くことができる。

2項、前項の規定による館長のほかは、必要な職員の職務を教育委員会所管の職員に兼務させることができる。

運営協議会の設置、第5条、武道館の適正な管理及び運営を行うため、運営協議会を置く。

2、前項の規定の運営協議会の組織運営に関して必要な事項については別に定める。

#### 使用の許可

第6条、武道館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。2教育委員会は、武道館の使用を許可するに当たっては、使用の目的、範囲、期間その他管理上、必要な使用条件を付することができる。

#### 使用許可の制限

第7条、教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、武道館の使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) 管理上支障があると認めたとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

#### 使用料

第8条、武道館を使用する者に対する使用料は、南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例を適用する。

#### 使用許可の取消し等

第9条、武道館の使用を許可した後でも、次の各号に該当したときは、その使用の取り消し又は中止を命じ、以後の使用の申し込みを拒否することができる。

(1) 規則で定める事項又は武道館管理職員の指示に従わないとき。

(2) 社会教育、学校教育、その他公務上必要が生じたとき。ただしこの場合は使用料を還付する。

事故及び責任

第10条、使用者は、武道館の施設又は用具等を重大な過失により、き損又は亡失したとき、弁償の責任を負うものとする。

2、使用時の事故（傷害事故等）は、管理上の瑕疵がない限り、すべて使用者の責任とする。

その他

第11条、この条例に定めるもののほか武道館の管理に関して必要な事項については規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第4号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第5号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺守男君） 議第5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

本条例はかねてより建設中の南伊豆町武道館が、去る2月20日に完成落成いたしました。つきましては、この武道館の使用料につき、本条例を別案のとおり改正させていただくものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長より説明させます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

事務局長。

〔教育委員会事務局長 土屋 敬君登壇〕

○教育委員会事務局長（土屋 敬君） それでは、内容を説明いたします。

南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例。

南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を次のように改正するということで、第2条の使用料、社会体育施設を使用する者に対し、別表第1及び別表第2のとおり使用料を徴収するとあります。この「別表第1及び別表第2」を「別表第1、別表第2及び別表第3」に改めるということでもあります。

次の別表第2に次の1表を加える。別表第3（2条関係）。

南伊豆町武道館使用料、右にずっと読んでいきます。使用時間、区分、自午前8時30分至午後0時30分、自午後1時至午後5時、自午前8時30分至午後5時、自午後5時30分至午後9時30分、自午後1時至午後9時30分、自午前8時30分至午後9時30分というふうに6段階に分けました。

それで道場ですが、専用使用のこれ団体で使う場合ですが、午前中半日で1,800円、午後の半日は1,800円、午前8時から午後5時までの時間帯が3,600円、夕方5時から9時30分までが2,400円、午後1時から夜9時30分までを通して使う場合は4,200円、朝の8時半から夜9時半まで丸1日使用する場合は6,000円ということでもあります。道場、トレーニングルーム個人使用、これは個人が1人で使用する場合、1回当たり100円、シャワー室専用使用の場合、男女各施設ございますので、それぞれ10人未満の場合には700円、10人から20人

未満の場合に 1,600円、20人以上は 2,500円、個人使用が1蛇口個人で使用する場合、1蛇口 100円ということであります。

次の備考として、「専用使用」とは団体で使用するをいう。

2 道場を使用する団体でトレーニングルームを使用する場合は、道場使用料に含まれるものとする。

3 土曜日、祝日に使用する場合は、当該使用料の20%に相当する額を加算する。なお、やむを得ず休館日に使用する場合も同様とする。

4 南伊豆町民及び町内の事業所に勤務する者以外の者が半日単位で使用する場合は、当該使用料（3により加算した額を含む）の100%に相当する額を加算する。

また、8時間を超え使用する場合は、当該使用料（3により加算した額を含む）の50%に相当する額を加算する。

ということで、これにつきましては、午前の半日あるいは午後の半日を使用する場合には、ここにありますが 1,800円に対しまして 100%ですから倍になるということであります。そしてまた朝の8時半から夕方の5時30分というのは8時間を通して使う場合には、倍じゃなくて1.5倍の使用料にいたしますということであります。

5 道場の一部を専用使用する場合において、その使用面積が2分の1に満たないときの使用料は、当該使用料（3及び4により加算した額を含む）の2分の1の額とする。あそこに剣道場でいえば公式な試合が2面とれる面積があります。また柔道でもやはり同じように2面とれます。その半面を使う場合には、ここに上げました金額の個人単位の金額の半額であるということであります。

6 使用単位は、上記使用時間区分とするが、特別な事由がある場合には2時間単位で使用する事ができる。

これにつきましては、半日単位なんですけれども、時には2時間でいいですよ、あるいはまた朝の10時からお昼まで2時間あれば十分ですよというようなときには、2時間単位で時間を割りつけ計算をいたしまして貸すことができるということであります。それと7番目、使用のための準備及び原状回復のための時間は使用時間に含む。

これを使用することにいろいろ片付けがあるとか、いろいろありますけれども、そうした時間は使用時間に含めるということであります。

8 使用者が、入場料を徴収して使用する場合は使用料の額は、使用時間区分に規定する使用料の額の4倍に相当する額とする。

これにつきましては、ある団体が入場料あたりを取ってこの施設を使用する場合には、こ

ここで掲げてありますこの時間単位の使用料の4倍を納めていただくということでもあります。

9 使用料の納付期日は使用の許可を受けた時とする。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 提案説明並びに内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議なしと認めます。

よって、議第5号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第6号 南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 提案説明をいたします。

議第6号 南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定について。

南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

4保育所の総定員の240名は変更しないこととし、この条例で定める各保育所ごとの定員の改正をしようとするものであります。本案の改正内容は、差田保育所の定員を「30名」か

ら「45名」に増員し、南崎保育所の定員を「45名」から「30名」に減員し、保育を要する者の父兄の要望に合わせ、各保育所への保育の実施をしようと考え、ご提案申し上げた次第であります。

詳細につきましては、福祉課長に説明させていただきますのでどうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

〔福祉課長 楠 千代吉君登壇〕

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは説明させていただきます。

平成11年3月1日現在の各保育所の入所の申し込み状況でありますけれども、まず差田保育所が36名であります。手石保育所が103名、南崎保育所が24名、南上保育所が37名でありまして、差田保育所の特別条項の1割増しを適用しましても、先ほど申し上げましたように36名申し込みがありますんですが、入所できないということが生じます。

つきまして、差田保育所につきまして30から45にしたいということでありまして、それで南崎保育所は現在45でございますけれども、児童数の減少とそれから申し込み数の24ということで少数の申し込みでありましたので、45から30に減員したい。合わせてトータルは240ということだと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） そのあの件は、幼稚園の統廃合の問題と一体の問題だと思うんですが、この増員規定等に対する職員の配置ですね、そしてこの辺は幼稚園の年少が保育園になるということの中で、これまで幼稚園でとられてきた児童、幼児の送り迎えに対する対応等の問題でも保育所の保母の定員の問題がある。そうしたことがあると思いますけれども、定員増に対する問題と、それと慣例ではなくて、やはり住民の要望に答えたというそういう点で、定員の問題をどのように対処したのか、その点をお聞きします。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） 職員配置につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、三坂幼稚園ですか、が減員となるということで、職員1名がまだ配置されていないということで、その人事の関係まだわかりませんが、増員計画ということで考えております。送り迎えの関係につきましては、やはりいろいろな問題が生じてくるということがありますものですから、当面の間やってみたいということで考えております。したがって当然のことながら、

ですから職員がふえるところと、それ送り迎えもまた職員が必要ということで考えております。

○9番（横嶋隆二君） 了解。

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第6号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第6号は原案どおり可決されました。

---

○議長（渡辺守男君） ここで昼食のため休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（午前 11時55分）

---

○議長（渡辺守男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時01分）

---

◎議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第7号 南伊豆町当温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 説明申し上げます。

第7号 南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

町営温泉銀の湯会館は、平成8年4月1日オープンし、以来活況を続け、入館利用者は平成8年が7万629人、平成9年が8万3,853人、平成10年が8万人の見込みとなっており、設置目的である観光振興及び住民の福祉向上に大きな貢献をしているところであります。しかしこの3年間を振り返り、実績を検討してみますと混雑するのは5月のゴールデンウィーク、夏の海水浴シーズン、年末年始の長期休暇時であります。施設と源泉を合わせて投資額7億1,000万円、その他維持管理費等を考慮し、通年を通して利用者を増し、効率的な利用を図り、低迷する観光振興の一助となることを願って、このたび別表の割引率の引き上げを提案いたします。

なお、詳細は商工観光課長より説明させますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 土屋忠儀君登壇〕

○商工観光課長（土屋忠儀君） それでは、内容につきまして説明いたします。

まず、本文中の4条でございますが、1項と2項の間に新たに「町長は必要と認めるときは使用料の割引をすることができる」今までは別表の中で対応しておりましたけれども、割引を明確化し、条文化いたしました。

それから、次ページをお願いいたします。次ページの3行目でございますが、「町外宿泊施設宿泊者は、一般利用料（2時間券）を2割引とする。」これは今までは1割引でございました。今、町長の提案の説明にございましたように、オフシーズンの誘客、それから効率的な運営を図るためでございます。その次の「南伊豆町が認める割引券持参者は、一般使用料（2時間券）について2割引以内の割引をする。」これは新設でございまして、バス通りに広告、それからイベントのチラシ、こういう中で2割引を提案して集客を考えております。なお、チラシ等にはモニター関係も入れまして、状況を検討する材料としたいと思います。

それから、最後でございますが、団体会者20名以上は使用料（2時間券）を2割引とする。これは今まで一般団体会者になっておりまして、町内の使用者は対象外でしたけれども、町内の老人等の団体もあるものですから、一応一般と町内団体を含んで2時間券につきまして2割引とする。

以上の提案でございます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第7号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第7号は原案どおり可決されました。

---

◎議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第8号 伊豆つくし学園組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 説明申し上げます。

議第8号 伊豆つくし学園組合格約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

一部事務組合の規約を変更しようとする場合は、一部事務組合を構成する関係地方公共団

体の議会の議決が必要になります。本案は精神薄弱の呼称をめぐり、国や関係団体において、用語の見直しが検討されてまいりましたが、平成10年法律 110号により、児童福祉法第42条の見出しが精神薄弱児施設から知的障害児施設に改正され、平成11年4月1日から施行されるため、それぞれの一部事務組合の構成員である下田市と賀茂郡下6町村で組織し、下田市加増野の375番地の1にあります伊豆つくし学園組規約第3条中、「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をいただきたくご提案を申し上げた次第でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） ごめんなさい、これ質疑というよりか、各県に設置されている施設です。この件に関しまして、いわゆるその条例そのものの中身、条例制定の基準についてのこの記載を知的障害児施設に改めるといふ、そういう意見も出てこれを検討するというそういう内容になりました。それ検討中でありませうけれども、この文言の改正とあわせて、すべての公共施設、これからの施策の上でソフト、ハード面ともバリアフリーの視点で、ぜひとも実行していただけるように、考慮するようになっていただけますようなことで、意見を申し上げておきます。

○議長（渡辺守男君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第8号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第8号は原案どおり可決されました。

◎議第9号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第9号 南伊豆町と熱海市との間の伝染病防疫事務の委託に関する規約の廃止についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 提案理由を申し上げます。

議第9号 南伊豆町と熱海市との間の伝染病防疫事務の委託に関する規約の廃止について、提案理由を申し上げます。

本案は、伝染病予防法が廃止され、平成11年4月1日から感染症の予防及び感染症の患者に関する、医療に関する法律が施行され、隔離病舎は廃止となります。これを受け、熱海市との間で結んでおります伝染病防疫事務の委託に関する規約を廃止するものであります。

詳細につきましては、健康課長から説明させます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 健康課長。

〔健康課長 池野 徹君登壇〕

○健康課長（池野 徹君） それでは、説明資料に基づいて申し上げます。説明資料の1をお願いします。新しい時代の感染症と題する法律（感染症新法）が本年4月1日から施行され、これに伴い廃止される現行の伝染病予防法の手続について申し上げます。指定類型、新法においては感染症などに基づいて1から4類、感染者に分類する指定感染症などの制度を設けております。右図の「現行法と新法の対象疾患の比較」を参考にして下さい。

さらに医療体制で、現行においては当町においても隔離病舎の設置義務があり、法定伝染病、指定伝染病の患者等に対して患者発生地の市町村がこれ収容することとなっておりますが、新法においては指定医療機関を県が指定し、1類及び2類感染症の患者に対して患者発生地の都道府県知事が入院の勧告、措置をすることとされております。（2）指定医療機関については、左下の第2種感染症指定医療機関の指定は今回廃止する熱海市の特別管理のもので

す。

次に資料ナンバー2、熱海市隔離病舎の概要について説明します。

熱海市におかれましては、昭和58年より隔離病舎を建設しまして、ご協力とご理解を賜り、以下概要のとおりであります。なお患者発生状況ですが、昭和62年から平成10年11月までの赤痢が15人、腸チフスが1人で本町は該当していません。

以上で内容説明を終わりますが、本年2月に熱海市より廃止依頼がありましたので、それを申し添えます。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第9号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第9号は原案どおり可決されました。

---

◎議第10号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第10号 工事請負契約の変更について。平成10年度三坂漁港漁業集落環境整備工事を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 第10号 平成10年度三坂漁港漁業集落環境整備工事変更請負契約について、提案理由を申し上げます。

本件は、平成10年12月16日、12月定例会議第58号で請負契約をご承認いただいた三坂漁港漁業集落環境整備工事について、請負人、静岡県下田市中 411番地の1、河津・長田建設工事特別共同企業体、代表者、河津建設株式会社取締役社長、河津市元氏との工事請負契約を当初請負額1億 5,592万5,000円に195万5,100円を増額し、請負契約額を1億 5,788万 100円に変更しようとするもので、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事の変更内容につきましては、農林水産課長より説明させます。

○議長（渡辺守男君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 飯田千加夫君登壇〕

○農林水産課長（飯田千加夫君） それでは、変更の内容についてご説明させていただきます。

当工事は、三坂漁港の中木区の集落環境整備工事でございます。現在、排水管路とトイレの水洗化に対応するための水産飲雑用水施設の配水池と給配水管、水源ポンプ施設の整備を行っております。

このたびの工事の変更内容は、水産飲雑用水施設において、給配水管路の埋設に伴う工事で当初設計ではれき質土で計上してありましたが、工事に着手したところ、岩盤が出たことがわかりまして、その分 320立米を岩盤掘削に変更するものです。また、配水池におきましては構内への進入防止として高さ2mのネットフェンスを55.5m設置し、安全な飲用水の維持管理をするための工事変更であります。

これらの工事の完成により、ことしの夏前には水産飲雑用水施設、これは上水道でありますけれども、これの供用開始ができて、夏の観光シーズンの水不足の不安は解消されると思います。

この環境整備事業は平成13年度末完成、平成14年度当初の供用開始を目標に実施していく予定であります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明並びに内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第10号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第10号は原案どおり可決されました。

---

◎議第11号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第11号 南伊豆町道路線の認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第11号 南伊豆町道路線の認定について、提案理由を説明申し上げます。

町道路線の認定につきましては、昭和61年度に全面改定を行い、その後も必要に応じ、毎年認定してまいりました。本年度も4路線について追加認定の必要が生じたので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。これらにより町道認定路線は686路線、総延長229kmとなります。

内容につきましては、建設課長より説明させますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 建設課長。

〔建設課長 外岡捷美君登壇〕

○建設課長（外岡捷美君） それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

ご存じのとおり、昭和49年の5月に伊豆半島地震が起きまして、中木住宅が非常に被災を受けまして、この入居のためにあそこへ町営の住宅を建てました。これはその当時都市計画法に指定されていないといけないということで、急遽49年の8月2日に議会の承認を得まして、都市計画地域に町内のほとんどが入ったわけです。それにしがいて、いろいろなメリット、デメリットあるんですが、特にデメリットとして町道でかつ今の状況は4m以上ないと建物が建たない。ただし、その法以前でいわゆる49年8月以前にそういう家屋が建ち並んでいた場所については、40条2項でもって、1.5mですか… 1.8mあれば建物が建てられると、そういう状況になっております。しかし、先ほども町長が申しましたように、61年に大々的にそういう見直しをして入れたつもりでありますけれども、やはり中にはこういう、ただいまから説明のあります4件についてどうしても必要な場所も出てきて、毎年必要に応じてこういう路線の認定はお願いしておるわけですが、今回はとりあえず急遽こういう必要に迫られているということで、この4件を提案いたしました。まず、整理番号1番の場所でございますけれども、漁協竹麻支所前の土屋商店、これは、小稲ですけれども、その横の道路で延長が25m、平均幅員が2.4mでございます。

それから、整理番号2番、これも小稲でございます。同じく漁協竹麻支所手前の町道小稲線、これを50mほど入ったところの渡辺俊篤氏横の道路で、延長が72m、平均幅員が1.9m、この奥には墓地もあります。地域住民の生活路線として町道にしていまいます。それから、整理番号3番でございますけれども、川合野の公民館より松崎方面へ200m先を左折するという道路で延長が20m、平均幅員が3.3mでございます。

それから、整理番号4番でございますけれども、こちらから行きますと下小野バイパス三差路を町道に入りまして下小野公民館手前を左折、それから200m先の山田富貴子さん横の道路でございます、延長が74.5m、平均幅員が2.4mでございます。

以上、4路線を認定願いたくご提案申し上げます。よろしく願い申し上げます。以上で説明を終わります。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大野君。

○11番（大野良司君） 今、提案理由それぞれ説明を受けたわけでありまして、必要に迫られた理由をお聞かせ願いたいんですが、過去認定された道路につきましては、どういう認定ができるものとしてここに上げられているのか、公図等を見ますと、これは公図では

ありませんが、ほとんど行きどまり道路なんですけれども、その迫られた理由というのだけ  
教えてもらいたい。

○議長（渡辺守男君） 建設課長。

○建設課長（外岡捷美君） やはり建物におきましては、都市計画、これで規制されているわ  
けでありますんで、増改築、これが出てきているわけですけども、やはりそういうことにつ  
いてはそういう確認、当然ですが、町道認定しないと建築確認もおりないという、こういう  
ことでございます。

○議長（渡辺守男君） よろしいですか。

ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第11号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第11号は原案どおり可決されました。

---

#### ◎議第12号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第12号 平成10年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題と  
いたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第12号 平成10年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）につつま

しては、既定の歳入歳出予算の総額に 3,787万 1,000円を追加し、歳入歳出の総額を56億 4,186万 8,000円とするものであります。このための補正予算は、平成10年度も年度末を控えて人件費や物件費、各種事業などの確定に伴いまして、各科目における更正増減並びに収入見込みを立てました上での補正等であります。なお、平成10年度は景気浮揚対策及び緊急経済対策により、前年度末を控えた中にもかかわらず予算化を図ったものがありまして、事業の進捗を図ってまいりましたが、地域振興券交付事業 6,839万円及び介護保険事業において 2,167万 6,000円並びに南崎小学校屋内運動場建設事業 2億 6,483万 5,000円が翌年度繰越事業となりました。繰越額計 3億 5,409万 1,000円、補正予算の詳しい内容につきましては総務課長より説明させていただきますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

〔総務課長 高野克巳君登壇〕

○総務課長（高野克巳君） それでは、歳出より説明させていただきます。

29ページをお開きください。

議会費、議会事務 132万 7,000円の減でございまして、先ほど提案理由で申し上げましたようにもう年度末を控えて、最後の精算見込みを立てた上での補正減でございます。

次のページをお開きください。

第2款総務費、総務管理費 2,638万 7,000円の増でございますが、その内訳といたしまして一般管理事務が27万 8,000円の減、職員厚生事務が28万 5,000円の減、秘書事務が20万円の増、これは肖像画作成委託料でございます。企画調整事務が46万 2,000円の減、電算処理推進事務が38万 7,000円の減、地域づくり振興事業が 109万 9,000円の減でございます。

32ページをお開きください。

海を活かしたまちづくり推進事業が10万 6,000円の減、三坂財産区管理事務が 141万円の減でございます。これは中木環境整備事業補助金の 140万 9,000円の減が主なものでございます。基金費につきまして 2,631万 9,000円の増でございますが、その内訳といたしまして財政調整基金が80万 1,000円の増、減債基金が2万 5,000円の増、庁舎建設基金が 2,715万 1,000円、それから土地開発基金 165万 8,000円の減でございます。

地域振興券交付費、地域振興券交付事業 389万 5,000円の増で 7,109万 5,000円となります。これにつきましては、9日、10日と大蔵省の印刷局の方に地域振興券の印刷のできたものを持ちに行きまして、11、12日と地域振興券の点検20枚組み作業、袋詰め等を行いまして、15日ですね、月曜日、各地域に全部出向いて6班の編成でこの地域振興券の交付をしようとするものでございます。その費用の主なものは、負担金補助及び交付金が 400万円、地域

振興券交付金でございまして、対象人員といたしましては15歳以下が 1,300人、65歳以上その他の方々が 2,000人、3,300人で6万 6,000円、特定事業者等が 270店舗の申請がありまして、特定事業店舗が 270でございまして。

続きまして、税務総務費 128万 5,000円の増でございまして、税務総務事務が98万 5,000円。

裏をお開きください。

賦課徴収事務が30万円の補正増でございまして。戸籍住民基本台帳費、基本台帳事務が7万 3,000 円の補正減でございまして。選挙費につきましては 180万 5,000円の補正減でございまして、選挙管理委員会事務が24万 9,000円の減でございまして。選挙啓発事務が8万円の減、各種選挙費におきましては 147万 6,000円の減、町長選挙事務が 110万 8,000円の減、県議会議員選挙事務が42万 8,000円の減、参議院議員選挙事務が6万円の増でございまして。統計調査費として29万円の減でございまして。補正減でございまして。監査委員会費は58万円の補正減でございまして。

続きまして、3款民生費ですが、社会福祉費の 116万円の補正増でございまして。社会福祉総務費が 372万 4,000円で内訳といたしまして社会福祉総務事務が67万 9,000円、社会福祉事業が99万 8,000円、これは重度心身障害者医療扶助費が 190万円が大きなものでございまして。保険基盤安定繰出金 204万 7,000円でございまして。国民年金費が12万 4,000円の補正減でございまして。老人福祉費につきまして 234万円の補正減でございまして、老人福祉事業が 282万 6,000円の補正増、老人福祉施設事業で大きく 2,765万 5,000円の補正減でございまして。

裏をめくってください。

介護保険事業につきまして、補正増が 2,248万 9,000円でございまして、これのあれは13節の委託料、公民館ホール改修工事設計施工監理委託料が 155万 4,000円、それから15節の工事請負費 1,777万円、公民館ホール改修工事、これ床等の修理をすればあれが長くまだ使えるだろうということで修理をこのところで行いたいという提案でございまして。国民健康保険費10万円の補正減でございまして。児童福祉費におきましては、児童福祉総務事務が34万 6,000 円の補正減でございまして。児童福祉施設費につきまして5万 1,000円の増でございまして。続きまして差田保育所、手石保育所、南崎保育所、南上保育所、これにつきましては、これは財源区分の変更でございまして、児童手当事務は9万円の減でございまして。

4款衛生費につきまして、保健衛生費は 2,831万 8,000円の補正増でございまして。保健衛生総務事務が 254万 2,000円の補正減、保健衛生事業が25万 2,000円の補正増、予防費にお

きまして31万 2,000円の補正減で、伝染病予防事務が20万 6,000円の減、結核予防事務が10万 6,000円の減、母子衛生費につきまして母子衛生事業40万 2,000円の減でございます。続きましてへき地診療対策費が10万 5,000円の減、老人保健費につきまして 3,263万 6,000円の補正増でございまして、老人保健事業につきましては 250万円の補正減、老人保健特別会計繰出金 3,513万 6,000円で、これが老人保健特別会計繰出金でございます。医療施設整備事務が 120万 9,000円の補正減でございます。清掃費におきましては 418万 7,000円の補正増で、この内訳は清掃総務事務が 2万 7,000円、それから塵芥処理費 416万円、ごみ収集事務が30万円、焼却施設維持事業が 126万円、最終処分場維持事業が 260万円の増となっております。上水道費におきましては水道事業会計繰出金が 500万円の減でございます。

次に第5款農林水産業費におきまして、農業費が64万 7,000円の補正増でございます。農業総務事務が49万 5,000円の補正減、農業振興事業が 102万 2,000円の増でございますが、これは賀茂農業共済組合負担金の 100万 9,000円が主なものでございます。続きまして新生産調整推進対策事業が17万 2,000円の増でございます。農村地域農政総合推進事業 5万 5,000 円の減でございます。農山村総合施設管理事務が、これは財源区分の変更でございます。南伊豆郷土館管理運営事務は 3,000円の補正増でございます。林業費については変更でございます。水産業費につきましては80万 4,000円の補正減でございまして、これは漁業集落環境整備事業特別会計繰出金80万 4,000円の補正減でございます。

続きまして、6款商工費につきましては商工費 320万 4,000円の補正減で商工総務事務が 55万 2,000円の減、観光費、観光振興事業が98万円の減、都市提携費が87万 2,000円の減、弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務が80万円の減でございます。

それから、7款土木費につきましては、土木管理費が 188万 4,000円の減でございます。道路橋梁費につきましては 1,379万円の減でございまして、その内訳は道路維持事業が33万円の増、道路新設改良費が 1,402万円の減、単独道路改良事業が 1,539万円の減、地方特定道路整備事業が 137万円の増でございます。橋梁維持費の橋梁維持事業が10万円の減でございます。河川費につきましては 254万円の補正減でございます。河川維持費が 243万円の補正減でございまして、河川維持事業が 194万円の減、河川改良事業が49万円の減、青野川ふるさとの川関連整備事業が 3万円の減でございます。小規模生活ダム関連整備事業が 8万円の減となっております。港湾管理費55万円の増でございます。これは手石港整備事業負担金が 140万円の減でございますが、妻良港整備事業負担金が 200万円の増となっております。都市計画費が 350万円の減で、その内訳といたしましては公園管理事務が10万円の減、公共下水道事業特別会計繰出金が 340万円の補正減となっております。住宅費につきましては

695万3,000円の補正増でございまして、中木災害住宅管理事務が70万円の減、急傾斜地崩壊防止事業が765万3,000円の補正増でございまして、裏の62ページに負担金補助及び交付金で788万3,000円、これが公共急傾斜地崩壊防止事業負担金1,268万3,000円が大きなものでございます。消防費につきましては、消防費は1,038万6,000円の減でございまして、これは下田地区消防組合負担金が624万円の減でございまして、非常備消防事務が158万円の補正減でございまして、消防施設費におきましては180万円の減で消防施設管理事務が50万円の補正減、消防施設整備事業が130万円の補正減、水防対策事務が50万円の減でございまして、災害対策費につきましては26万6,000円の減で災害対策事務が10万円、防災施設管理事務が16万6,000円の減、防災施設整備事業は変わりありません。これは節の変更であります。

第9款教育費につきましては、教育総務費が4万円の補正減でございまして、小学校費につきましまして1,519万7,000円、小学校管理事務が122万7,000円の補正減でございまして、竹麻小学校管理事務が16万8,000円の減、南崎小学校管理事務が9万円の増、南中小学校管理事務が2万8,000円、三浜小学校管理事務が12万円の補正減、教育振興費、小学校教育振興事務が9万3,000円の減でございまして、竹麻小学校教育振興事務3万1,000円、南中小学校教育振興事務2万1,000円、学校建設費が1,673万9,000円の補正増でございまして、これは南崎小学校屋内運動場建設事業1,673万9,000円でございます、これは工事請負費が1,667万2,000円が主なものでございまして、屋内運動場建設用地造成工事であります。中学校費につきましては190万8,000円の補正減でございまして、学校管理費が148万1,000円、中学校管理事務が45万9,000円の減、南伊豆東中学校管理事務が86万1,000円の減、南伊豆中学校管理事務が16万1,000円の減、教育振興費は35万4,000円の減で、中学校教育振興事務が26万3,000円の減、南伊豆東中学校教育振興事務が7万1,000円の減、南伊豆中学校教育振興事務が2万円の減であります。学校建設費が7万3,000円の減、南伊豆中学校増築事業が7万3,000円の減、幼稚園費が43万円の減でございまして、幼稚園事務が29万5,000円の補正減、南伊豆幼稚園事務が10万7,000円の補正減、三坂幼稚園事務が2万8,000円の補正減でございまして、社会教育費につきましては262万4,000円の補正減で社会教育総務事務が116万円の補正減で、公民館費9万8,000円の補正減でございまして、文化財管理事務は62万8,000円の減でございまして、図書館費、図書館管理運営事務が52万円の補正減でございまして、星空観察推進事業が18万8,000円の減でございまして、生涯学習推進事業が3万円の減でございまして、保健体育費につきましては1,180万7,000円の補正増でございまして、保健体育総務事務が17万2,000円の減、体育施設費の武道館建設事業の事業費が1,197万9,000円の補正増でございまして、74ページの工事請負費1,187万5,000円、これは武道館建設附帯工事

であの周りの周辺整備でございます。公共公有財産購入費が15万 3,000円でございます。

10款災害復旧費につきましては、公共土木費災害復旧費が 605万円の補正減でございます。最後に76ページは公債費でございますが、公債費の利子 200万円、町債利子でございます。続きまして、歳入については13ページをお開きください。

町税につきましては、これは区分の変更で 3,680万円に変わりありません。

第5款ゴルフ場利用税交付金につきましては 150万円の減でございます。自動車取得税交付金が 150万円の減でございます。

8 款の地方交付税につきましては 6,000万円の補正増でございますが、地方交付税を 6,000 万円見ました。交通安全対策特別交付金が16万円の減でございます。

第10款分担金及び負担金につきましては、土木費分担金が 279万 7,000円の増、民生費負担金が 193万 4,000円の減でございます。

11款使用料及び手数料につきましては、使用料 163万円の減でございますが、農林水産使用料48万 9,000円、商工使用料80万円、教育使用料34万 1,000円の減でございます。手数料につきましては、民生手数料が19万円の増でございます。

12款国庫支出金につきましては、国庫負担金 1 億 6,532万円、その内訳は民生費国庫負担金が 521万 5,000円、衛生費国庫負担金が19万 3,000円の増でございます。災害復旧費国庫負担金 338万 8,000円の減でございます。教育費国庫負担金 1 億 7,373万円の増でございます。小学校費負担金 1 億 3,272万 1,000円、中学校費負担金 4,100万 9,000円の増です。国庫補助金 1 億 3,857万 5,000円が減でございます。民生費国庫補助金14万 3,000円の増、土木費国庫補助金10万 6,000円の増、教育費国庫補助金 1 億 4,270万 5,000円の減、総務費国庫補助金 388万 1,000円の増、これは地域振興券です。委託金の民生費委託金40万 4,000円の減でございます。県支出金につきましては県負担金が 386万 9,000円で民生費負担金が 406万 2,000 円、衛生費負担金が19万 3,000円の増、県補助金が 2,195万 1,000円で民生費県補助金が 1,840万 3,000円、農林水産業費県補助金が 4 万 9,000円の増、土木費県補助金 7,000 円の減、消防費県補助金 337万 9,000円の増でございます。教育費県補助金 2 万円の減、委託金につきましては 116万 7,000円の減でございますが、総務費委託金が65万 8,000円、権限移譲事務交付金が50万 9,000円の補正減でございます。財産収入につきましては、利子及び配当金が96万円の増でございます。

15款寄附金につきましては、62万 7,000円の増でございますが、一般寄附金19万 9,000円、民生費寄附金42万 8,000円であります。

16款繰入金、特別会計繰入金、三坂財産区特別会計繰入金で 141万円の補正減ございま

す。基金繰入金が 9,000万円ではこれは財政調整基金繰入金が 9,000万円減ったということでございます。諸収入につきまして、町預金利子が50万円の減、国民年金印紙売りさばき手数料が23万 8,000円の減、雑入で 107万 6,000円の減、過年度収入で 178万 9,000円の増でございます。

町債につきましては、町債 2,820万円で土木債が 120万円の増、教育債が 2,860万円の増、災害復旧債が 160万円の減でございます。

次に 8 ページをお開きください。8 ページにつきましては、町長の説明にもございましたが、いろいろな事業が押し詰まった中で計画事業を進めてまいりました関係で、総務管理費の地域振興券交付事業が 6,839万円、社会福祉費の介護保険事業が 2,167万 6,000円、小学校費が 2 億 6,483万 5,000円、合計 3 億 5,490万 1,000円が翌年度の繰越事業となります。繰越事業の明細その他につきましては、お手元にお配りしてありますのでごらんください。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第12号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第12号は原案どおり可決されました。

---

○議長（渡辺守男君） ここで 2 時10分まで休憩いたします。

（午後 1 時 5 8 分）

○議長（渡辺守男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 2時10分）

◎議第13号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第13号 平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 第13号 平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本案は、平成10年度の国保会計の最終補正であります。年度末を控えて数字が確定に近く表れてまいりましたので、これによって内容の補正をさせていただこうとするものであります。

内容につきましては、健康課長から説明させますのでどうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 健康課長。

〔健康課長 池野 徹君登壇〕

○健康課長（池野 徹君） それでは、平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

13ページをお開きください。

初めに歳出より説明します。

1 款総務費 1 項 1 目、一般負担管理費10万円増額し 537万 2,000円、これは国保連合会の電算処理件数の増によるものです。

3 項 1 目運営協議会費10万円減額し 113万 3,000円、これは費用弁償の減であります。

4 項 1 目趣旨普及費、これは財源区分の変更で県補助金の決定による減であります。

2 款保険給付費 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 3,949万 8,000円減額し、4 億 5,202

万 1,000円、これにつきましては医療費の減少実績から減とするものです。

2目退職被保険者等療養給付費 1,754万 1,000円減額し、1億 103万 7,000円、これにつきましても医療費の減少実績により減とするものです。

4目退職被保険者療養費10万円増額し、90万 2,000円。これは柔道整復等の年金給付の増によるものです。

2項1目一般被保険者高額療養費、これは財源区分の変更で国庫負担金の決定による減であります。

2目退職被保険者等高額療養費10万円減とし 773万 9,000円、本年度の実績の部分により減額とするものです。

3款老人保健拠出金、これは国庫負担金の決定による財源区分の変更であります。

5款保健事業費、これは財源区分の変更で、県補助金の減によるものです。

6款基金積立金、支払準備基金積立金で17万 9,000円増額し 1,045万 4,000円、これは基金利子の積立金であります。

次に7ページをお願いします。

歳入につきまして、3款国庫支出金で療養給付費等負担金 3,363万 5,000円減額し、2億 6,047万 7,000円、これにつきましては一般被保険者の療養費の減少により減とするものです。

4款療養給付費交付金 1,754万 1,000円減額し 7,680万 6,000円、これにつきましては退職被保険者等の医療費の減少により減とするものです。

5款県支出金、国民健康保険事業特別補助金32万 7,000円減額し、56万 3,000円。県補助金の確定によるものです。

6款共同事業交付金につきましては、確定により 241万 7,000円を追加するものです。

7款財産収入につきましては、利子の増により17万 9,000円追加とするものです。

8款繰入金につきましては、一般会計繰入金 204万 7,000円の増、これは保険基盤安定繰入金の決定によるものです。

2項1目支払準備基金繰入金 1,000万円の減、これは保険給付費の減収により減とするものです。

次6ページをお願いします。

今回の補正は 5,686万円の減で、9億 863万 6,000円となります。財源内訳として国県支出金が 3,396万 2,000円の減、その他で 1,494万 5,000円の減、一般財源で 795万 3,000円の減となります。

以上で内容説明を終わります。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第13号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第13号は原案どおり可決されました。

---

◎議第14号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第14号 平成10年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 第14号 平成10年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本案は、平成10年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）でありまして、前号議案と同様の趣旨により、最終補正を行わせていただこうとするものであります。

内容については、引き続き健康課長から説明させます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 健康課長。

〔健康課長 池野 徹君登壇〕

○健康課長（池野 徹君） それでは、平成10年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）につきまして説明します。

11ページをお開きください。

初めに歳出より説明します。

1 款医療諸費 1 項 1 目医療給付費 4,020万円増額し、11億 7,875万 5,000円。これにつきましては医療給付の1月、2月の過年度実績から増加が見込まれるため増とするものです。

2 目医療支給費 200万円減額し 520万円。これにつきましても柔道整復等の医療費が前半急増したため補正対応しましたが、後半伸びが減少したため減とするものです。

3 目審査支払事務37万円増額し 497万 9,000円。これにつきましては審査件数の増によるものです。

次に7ページをお願いします。

歳入につきましては、1 款支払基金交付金は、3月から12月の実績に対して1年分を見込んだ件数、判定件数で交付されるため 940万 4,000円増額し、7 億 8,367万 4,000円とするものです。

次に国県につきましては、過去3年の医療費実績で交付されるため、2 款国庫支出金 651万 3,000円とし、2 億 5,048万円に。

3 款県支出金54万 3,000円増額し 6,351万 3,000円とするものです。

4 款繰入金、一般会計繰入金として 3,513万 6,000円増額し 9,785万 4,000円に。この内容につきましては支払基金、国、県の収入が過去の医療費推計に基づいて概算交付されますので、11年の1月、2月分が実績見込みにより急増した場合は、歳入に不足が生じるため、補てん財源として計上するものです。なお精算は11年度となります。

以上で、内容説明を終わります。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第14号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第14号は原案どおり可決されました。

---

◎議第15号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第15号 平成10年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 第15号 平成10年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

年度末精算により、歳入歳出それぞれ141万円を減額し、歳入歳出の予算総額を2,102万4,000円とするものであります。

その主な内容は、事業費の確定に伴い、一般会計の公共事業への繰出金を141万円減額するものであります。歳入予算につきましては、基金繰入金を減額するものであります。

予算の内容につきましては、総務課長より説明させていただきますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

○総務課長（高野克巳君） 簡単ですのでこの場で説明させていただきます。

歳出の8ページをお開きください。

総務費の一般管理費事務につきまして141万円の補正減でございますが、今、町長が説明申上げましたとおり、公共施設の負担金減に伴う141万円の補正減で、その歳入につきましては財政調整基金繰入金を同じく141万円減額いたしまして、総額2,102万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第15号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第15号は原案どおり可決されました。

---

◎議第16号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第16号 平成10年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 第16号 平成10年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

年度末精算により、歳入歳出それぞれ81万 2,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を6,471万 2,000円とするものであります。その主な内容は公共施設用地施策先行取得事業の差田総合体育施設土地取得の確定に伴い、用地取得費82万円、土地開発基金繰出金 8,000円を減額補正するものであります。

予算の内容につきましては、総務課長より説明させていただきますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

○総務課長（高野克巳君） それでは、また簡単でありますのでこの場で説明させていただきます。

歳出は9ページでございまして、公共用地先行取得事業費82万円の補正減で4,185万2,000円となります。町長の説明しましたとおり、総合体育施設用地の取得費の確定に伴う補正減でございます。

それから、繰出金が8,000円の1万3,000円となりまして、歳入につきましては財産収入が8,000円の増。それから繰入金が82万円の減でございます。そして歳入歳出81万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,471万2,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第16号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第16号は原案どおり可決されました。

---

◎議第17号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第17号 平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 第17号 平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、需用費の増額と償還金利及び割引料の減額補正であり、歳入歳出予算総額をそれぞれ340万円減額し、歳入歳出それぞれ10億5,457万5,000円とするものです。

補正予算の概要につきまして、歳出から申し上げます。

第1款下水道費につきまして、需用費10万円を増額するものです。

また第2款公債費につきましては、償還金利子及び割引料を350万円減額するものです。

歳入につきましては、第2款繰入金を340万円減額するものです。また、南伊豆町クリーンセンター建設工事委託は、国の平成10年度第3次補正予算（景気対策臨時緊急特別枠の前倒し分）として追加分の内示を受けましたが、工期が短く、年度内の完成が見込めないため、3億3,600万円を繰り越させていただきます。

なお、詳細につきましては下水道課長より説明させていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 下水道課長。

〔下水道課長 増山幸一君登壇〕

○下水道課長（増山幸一君） それでは、平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳入歳出それぞれ340万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ10

億 5,457万 5,000円とするものでございます。

歳出予算の主なものは、第1款下水道費の需用費10万円を増額し、また第2款公債費は更正により償還金分利息及び割引料を350万円減額するものでございます。

歳入につきましては、第2款の一般会計からの繰入金を340万円減額するものでございます。

また、繰越明許費について説明いたしますので、別紙参考資料をお開きください。

平成10年度南伊豆町公共下水道事業南伊豆町クリーンセンター建設工事委託は、国の平成10年度第3次補正景気対策臨時緊急特別枠の前倒し分として、平成10年12月11日に内示を受けましたが、工期が短く、年度内の完成が見込めなくなったためであります。クリーンセンターの建設工事の委託料、事業費としまして6億8,600万円、支払額が3億5,000万円、繰越分が3億3,600万円でございます。内訳としまして、国県支出金が1億7,540万円、地方債が1億6,060万円、一般財源ゼロ、これが3億3,600万円の内訳でございます。

また、一番最後に4枚図面をつけてございますが、一番最後の図面をお開きください。正面の断面図、この右側の黄色い部分が平成9年度施行済みのところでございます。10年度の工事が青であります管理棟と処理棟でございます。その上の管理棟の2階部分と右側のスラブ部分の赤い部分が繰り越しの箇所でございます。なお、左側の方の工事は当初の計画は1期目なものですから、左側の方は2期工事ということになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第17号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第17号は原案どおり可決されました。

---

◎議第18号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第18号 平成10年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第18号 平成10年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

年度末精算により、歳入歳出をそれぞれ 541万 3,000円を減額し、予算総額を 2億 680万 9,000円とするものであります。また、本年度から翌年度に繰り越して使用できる経費、繰越明許費を 5,301万円といたしました。

なお、詳細につきましては農林水産課長から説明させます。

○議長（渡辺守男君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 飯田千加夫君登壇〕

○農林水産課長（飯田千加夫君） この場で説明させていただきます。

本年度の事業内容につきましては、先ほどの議第15号 工事請負契約の変更についての中  
でご説明を申し上げましたとおりでございます。

今回の補正は、当初予定しておりました町単工事の都合により、来年度以降に施行すること  
といたしました。そのために歳入歳出をそれぞれ 541万 3,000円減額し、予算総額を 2億  
680万 9,000円とするものでございます。

歳出ですけれども、12、13ページをお開きください。

歳出の主なものは、町単の集落環境整備工事費を 450万円、委託料を19万 9,000円、公債  
費利子を71万 4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳入につきましては、9ページと10ページ、11ページをお願いいたします。

工事の減少に伴いまして、地元分担金を 140万 9,000円、それから一般会計の繰入金を80万 4,000、そして町債を 320万円それぞれ減額するものであります。

なお、本年度予算の一部を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、4ページをごらんいただきたいと思います。当工事は平成10年12月に着工いたしましたけれども、先ほども申し上げましたけれども道路に埋設するという上水道管の移設並びに岩盤掘削等に不測日時を要しました。そういうことで年度内の工事完成が見込めなくなりまして、繰越明許費を 5,301万円とさせていただくものであります。

なお、参考資料としまして提出説明書を最後のページに配付してございますのでごらんいただきたいと思います。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第18号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第18号は原案どおり可決されました。

---

◎議第19号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第19号 平成10年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第19号 平成10年度南伊豆町水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

収益的収支につきましては、事業収益を 481万 9,000円、事業費用を 573万 1,000円減額するものであります。

収入につきましては、給水収益を 474万 7,000円、消費税還付金を 7万 2,000円を減額します。支出の内訳は、営業費用では原水浄水送水配水給水費を 500万円、総係費を27万 2,000円、簡易水道等費を 334万 2,000円をそれぞれ減額し、資産減耗費を 258万 3,000円増額し、特別損失として過年度損益修正損30万円を計上させていただくものであります。この結果、本年度の予定損益は 551万 6,000円の欠損となる見込みであります。資本的収支につきましては、収入の一般会計繰入金を 500万円、支出の水道施設改良費を 300万円、上水道第5次拡張事業費を 500万円それぞれ減額するものであります。

以上、水道事業会計補正予算の概要を申し上げましたが、詳細は水道課長に説明させていただきますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 水道課長。

〔水道課長 稲葉勝男君登壇〕

○水道課長（稲葉勝男君） それでは、自席で説明させていただきます。

まず、14ページ、参考資料の内訳書からお願いいたします。

この収入なのですが、1款の水道事業収益で 481万 9,000円を減額して、2億 8,582万 8,000円といたします。この主な原因といたしましては、給水収益が 474万 7,000円減額になります。これは当初予算を組んだとき9年度の見込みが大分下回っておりましたので、これの 1.4倍、……あ1.04倍、4%ぐらいはまた復帰できるんじゃないかということで見込んだんですけども、これが4%までいかず 1.4%前後の伸びにとどまったため、結局 2.6%前後落ちたということでこの 474万 7,000円いや、失礼 561万 7,000円という数字が出てきました。

それから、簡易水道の料金の方ですが、これは9年度決算の見込額と同額見込んでますが、これは原因が定かではないんですけども 1.4%程度の増があったということで87万円を増

額いたします。

それから、営業外収益ですと、これは消費税の還付金が7万 2,000円の減ということでございます。

次のページ、支出でございますが、1款の水道事業費用、これが573万 1,000円を補正減といたしまして、2億 7,856万 6,000円とするものです。この主な原因といたしましては1の原水浄水送水配水給水費とそれから総係費、簡易水道等費がこれらは本管の破裂等大きな修繕工事がなかったため、これだけの減額補正が、上から500万、27万 2,000、334万 2,000円という減額が出てきました。

それから、資産減耗費の方ですが、これは固定資産の関係ですが、構築物それから機械等の取りかえだとか、それから廃棄等に伴う除却損失が見込みを上回ったということで258万 3,000円の増ということで、本年度予算の600万 5,000円ということになります。

それから、4項の特別損失。これについては過年度分の水道料の不納欠損、それを30万円補正いたしました。

それから、次の資本金収入及び支出の収入の部でございますが500万円の補正減によりまして3億 6,121万 4,000円の予算計上してまいります。これの主な原因といたしましては、上水道第5次拡張事業の出資金、これ一般会計からの繰入金でございますが、これらが事業量の減とそれから入札差金等の関係で減額になったということでございます。

それから、次のページ、17ページの支出の方でございますが、資本金支出の800万円の補正減、これによって4億 1,720万円の予算現計となります。これは主な原因といたしましては水道施設改良費の300万円、これは委託料を予備的に100万計上しておりましたが、これが不要ないということでこれを減額。それから水道施設改良工事費の200万円の減ですが、これは道路改良等の工事に伴う配水管の布設替え工事、それからポンプの取替え等を見込んでおりますが、これが見込みどおり、このようになったということで200万円の減額ということでございます。

それから、上水道第5次拡張事業費、これも500万円の減。これで3億 240万 5,000円の予算計上となりますが、これは先ほど申し上げましたとおり、第5次拡張の中での石井浄水場の拡張工事の事業量の減と入札差金の結果、こういう形になりました。

それから、9ページをお開きください。

これが予定損益計算書でございます。営業収益が2億 6,782万円、それから営業費用が2億 2,871万 5,000円、これによって営業利益が3,910万 5,000円でございます。それから営業外収益で雑収益が61万 3,000円、それから営業外費用としまして4,398万 2,000円、それ

から予備費が95万 2,000円。この結果、経常損失としまして 521万 6,000円がこれ営業外費用と営業外利益の差でございますが、521万 6,000円が経常損失として計上されております。それで過年度損益の修正損が30万円ということ、それと合計いたしまして、当年度の純損失が 551万 6,000円となります。それで前年度繰り越しの欠損金が 598万 6,000円あります。それと合計で当年度の未処理欠損金といたしまして 1,150万 2,000円が計上されております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第19号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第19号は原案どおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（渡辺守男君） 本日の議事が終わりましたので会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 辺 守 男

署 名 議 員 関 俊 春

署 名 議 員 土 屋 隆 俊

平成11年南伊豆町議会 3月定例会

(第2日 3月15日)

## 平成11年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第2日）

平成11年3月15日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計予算  
日程第 3 議第21号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算  
日程第 4 議第22号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計予算  
日程第 5 議第23号 平成11年度南伊豆町南上財産区特別会計予算  
日程第 6 議第24号 平成11年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算  
日程第 7 議第25号 平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算  
日程第 8 議第26号 平成11年度南伊豆町土地取得特別会計予算  
日程第 9 議第27号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算  
日程第10 議第28号 平成11年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算  
日程第11 議第29号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算  
日程第12 議第30号 平成11年度南伊豆町水道事業会計予算

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

### 出席議員（14名）

2番	漆田修君	3番	斎藤要君
4番	渡辺嘉郎君	5番	石井福光君
6番	斎藤恒昭君	7番	簾田国広君
8番	藤原米君	9番	横嶋隆二君
10番	小澤東洋治君	11番	大野良司君
12番	山本義一君	13番	渡辺守男君
14番	関俊春君	15番	土屋隆俊君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	収入役	小針弘君
教育長	坂倉範一君	総務課長	高野克巳君
企画調整課長	高野馨君	住民課長	渡辺正君
税務課長	碓井大昭君	健康課長	池野徹君
農林水産課長	飯田千加夫君	建設課長	外岡捷美君
商工観光課長	土屋忠儀君	清掃課長	渡辺修治君
水道課長	稲葉勝男君	教育委員会事務局長	土屋敬君
会計課長	飯泉誠君	福祉課長	楠千代吉君
下水道課長	増山幸一君	行財政幹主	小島徳三君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中秀明 主幹 勝田悟

◎開議宣告

○議長（渡辺守男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第2日の会議を開きます。

（午前 9時32分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺守男君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

14番議員 関 俊 春 君

15番議員 土 屋 隆 俊 君

◎議第20号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺守男君） これより議案審議に入ります。

議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明につきましては、さきの町長よりの予算編成方針にて述べられておりますので、内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 高野克巳君登壇〕

○総務課長（高野克巳君） それでは、早速議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計の内容説明に移らせていただきます。

大きくは町長が予算編成方針で述べたとおりでございますが、その内容をもう少し詳しく説明させていただきます。

歳出の43ページをお開きください。

第1款議会費、議会費につきまして、議会事務が7,849万8,000円でございます。主なものは議員の報酬及び職員手当等でございます。

次のページをおめくりください。第2款総務費、総務管理費が4億7,625万5,000円で、

一般管理事務が2億3,832万6,000円、これは特別職3名、一般職19名分の職員給与手当等でございます。

以下ずっといきまして、職員厚生事務が589万4,000円でございます。

次のページをおめくりください。48ページは会計管理事務で148万9,000円でございます。財産管理事務が540万5,000円ございまして、この中の12節役務費370万円につきましては、火災保険料で現在役場の町有建物の現在額が107億2,928万2,000円ありまして、その掛金、保険料でございます。

庁舎管理事務が952万3,000円ございまして、14節使用料及び賃借料、土地賃借料が282万6,000円で、これは庁舎敷地菰田さんと渡辺さんと梶原さんに借りている土地代でございます。

次をおめくりください。自治振興費1,128万4,000円でございます。

次に、秘書事務が716万1,000円でございます。

広報事務が550万5,000円でございます。

次にめぐりまして、企画費、企画調整事務2,453万6,000円で、これは報酬が54万円、南伊豆町総合計画審議会委員報酬、それから13節委託料1,900万円につきましては、レディースカップロードレース大会委託料が300万円、第4次南伊豆町総合計画策定委託料が1,600万円、それから大体そういうところでございます。

続きまして、電算管理が3,464万8,000円でございます。この中で南伊豆総合計算センター負担金2,470万4,000円がありますが、これは町の電算関係の計算センターの負担金でございます。

土地利用調整事務が55万3,000円、公害対策事務が107万4,000円、地域づくり振興費は9,093万3,000円で、地域づくり推進事業が8,768万3,000円で、その裏をお開きください。13節委託料の975万8,000円、これは地域交通計画策定委託料の500万円、自然公園基本計画策定委託料450万円、続きまして19節負担金補助及び交付金7,499万円ですが、コミュニティ施設補助金が400万円、まちづくり研修補助金が100万円、路線バス維持事業補助金が6,999万円であります。

海を生かしたまちづくり推進事業が325万円、交通安全対策費におきまして657万1,000円で、交通安全推進事務が493万6,000円でございます。

続きまして58ページ。交通安全施設整備事業が163万5,000円、財産区費、三坂財産区管理事務が2,505万円、これは中木環境整備事業補助金2,442万円が主なものでございます。

基金費830万円、財政調整基金が534万円、減債基金が46万円、庁舎建設基金が240万円、

土地開発基金が10万円、その関係の基金関係につきましては、予算説明資料が別冊に添付しておりますが、詳しくはその7ページに記載されておりますのでごらんください。

徴税費につきまして1億4,023万4,000円、税務総務事務が7,853万9,000円、賦課徴収事務6,169万5,000円でございます、その61ページに19節負担金補助及び交付金4,869万1,000円がございまして、この15の固定資産現況調査事業負担金4,590万円が主なものでございます。

次をめくってください。戸籍住民基本台帳費が4,509万8,000円、戸籍住民基本台帳同じく4,509万8,000円でございます。

続きまして64ページは選挙費で2,767万1,000円、選挙管理委員会事務が1,057万9,000円、選挙啓発事務が28万8,000円、各種選挙費1,680万4,000円、町議会議員選挙事務が983万4,000円、それから県議会議員選挙事務が697万円。

続きまして68ページが統計調査費が873万5,000円で、統計調査総務事務が540万4,000円、指定統計調査事務が331万円であります。

監査委員会費、監査事務163万2,000円でございます。

続きまして民生費、社会福祉費5億7,102万7,000円で、社会福祉総務事務が5,266万8,000円でございます。

社会福祉事業の委託料が1,878万円で、ホームヘルパー活動委託料1,786万円が大きなものでございます。

それから負担金補助及び交付金が2,343万9,000円で、34の町社会福祉協議会補助金が2,105万1,000円、扶助費におきまして4,623万4,000円で、大きなものが50の重度心身障害者医療扶助費1,300万円、身体障害者施設措置費が2,879万6,000円が大きなものでございます。

続きまして、保健基盤安定繰出金2,145万8,000円で、国保会計保険基盤安定繰出金でございます。

国民年金費が、国民年金事務1,966万9,000円でございます。

続きまして、老人福祉費3億3,458万1,000円で、老人福祉事業が1億8,721万6,000円でございます。

次の77ページの13節委託料が2,770万7,000円で、敬老の日の委託料632万5,000円、老人短期保護事業委託料1,492万円、在宅介護支援センター運営委託料611万3,000円が主なものでございます。

負担金補助及び交付金1億3,924万5,000円、これにつきましては、めくりまして78ペー

ジの38番特別養護老人ホーム建設事業補助金1億3,000万円が主なものでございます。

補助金費におきまして1,392万1,000円で、54の高齢者無料バス乗車券扶助費950万円が主なものでございます。

老人福祉施設事業1億4,119万3,000円、扶助費でございます。

介護保険事業617万2,000円で、これは13節委託料252万2,000円、介護保険事業計画等作成委託料252万円が主なものでございます。

国民健康保険費5,315万6,000円、国民健康保険事務1,978万6,000円でございます。

国民健康保険特別会計繰出金、これが3,337万円、社会福祉センター管理運営事務が84万2,000円、児童福祉費におきまして2億6,710万2,000円、児童福祉総務事務が1,733万6,000円、伊豆つくし学園組合負担金が1,321万3,000円でございます。

児童福祉施設費の2億2,685万7,000円の内訳の児童福祉施設運営事務が2億191万2,000円。

めぐりまして、差田保育所運営事務が512万6,000円、手石保育所運営事務が1,072万5,000円、南崎保育所運営事務が400万8,000円、南上保育所運営事務が508万6,000円、続きまして児童手当費、児童手当事務が969万6,000円でございます。

88ページの災害救助費、災害救助事務が105万7,000円でございます。

第4款衛生費、保健衛生費2億6,957万4,000円で、その内訳は保健衛生総務事務が5,816万7,000円、保健衛生事業に648万円、伝染病予防事務が345万1,000円、結核予防事務が83万6,000円、母子衛生費、母子衛生事業が527万1,000円、環境衛生事業96万3,000円、へき地診療事務が831万4,000円。

老人保健費におきまして1億467万6,000円で、老人保健事業が4,033万1,000円を占めて、その委託料が3,273万4,000円が大きなものでございます。

老人保健特別会計繰出金が6,434万5,000円でございます。

伊豆斎場組合負担金が、これが火葬場の関係ですが689万6,000円でございます。

医療施設整備推進事務が7,455万6,000円、これは負担金補助及び交付金で、その内容は共立湊病院組合負担金でございます。

清掃費につきましては2億4,250万5,000円で、清掃総務事務が5,998万5,000円、清掃対策審議会事務が26万3,000円、塵芥処理費の1億2,148万4,000円、ごみ収集事務が5,039万円で、委託料4,691万3,000円が主なもので、50の可燃物収集業務委託料が2,882万円、不燃物収集業務委託料が1,309万3,000円が主なものでございます。

焼却施設維持事業5,155万1,000円でございます。この主なものは15節工事請負費2,740

万 5,000円、焼却施設補修工事費でございます。

最終処分場維持事業 1,954万 3,000円で、これも委託料 1,538万円が主なものでございます。

し尿処理費につきましては 6,077万 3,000円、南豆衛生プラント組合負担金が 3,826万 3,000円、合併処理浄化槽整備事業が 2,251万円でございます。

上水道費につきましては、水道事業会計繰出金 2,410万円であります。

続きまして、第5款農林水産業費で、農業費 1億 1,616万 8,000円で、農業委員会事務が 386万円、農業総務事務が 8,066万 1,000円でございます。

めぐりまして、農業振興費 1,117万 4,000円で、農業振興事業 672万 5,000円、緊急生産調整推進対策事業 169万 8,000円でございます。

農村地域農政総合推進事業が 194万 2,000円でございます。

自然休養村運営事業が80万 9,000円、畜産振興事業が14万 7,000円でございます。

農地費につきまして 994万円で、農業用施設維持事業が 695万円、普通農道整備事業が 299万円、続きまして農山村総合施設管理運営事務が 582万 8,000円、南伊豆郷土館管理費が 411万 2,000円でございます。

山村振興等農林漁業特別対策事業44万 6,000円でございます。

林業費につきましては 3,482万 2,000円で、林業振興事業が 407万 4,000円、森林整備事業が 1,627万 9,000円で、13節委託料 1,518万 9,000円で、分収林造林保育委託料でございます。

松くい虫防除事業が 729万 8,000円で、これも委託料 710万円が主なものでございます。

林道整備費につきまして、林道整備事業が 717万 1,000円で、委託料が 369万 4,000円、林道台帳作成業務委託料でございます。

現材料費につきまして 300万円計上させていただきました。

水産業費につきまして 1億 3,704万 1,000円で、水産振興費 3,202万 8,000円、水産振興事業 3,202万 8,000円でございます。

漁港建設費、漁港建設事業が 7,181万 7,000円で、これは15節の工事請負費 6,284万 1,000円で、三坂漁港改修工事入間地区の漁港の防波堤の延長でございます。

続きまして、漁港施設維持事業が 466万 1,000円でございます。

漁業集落環境整備排水事業 2,853万 5,000円でございます。これは漁業集落排水事業特別会計繰出金が 2,130万 2,000円で、これは子浦漁業集落排水事業特別会計繰出金、漁業集落環境整備事業特別会計繰出金の 723万 3,000円につきましては、中木漁業集落環境整備事業

特別会計繰出金でございます。

6款商工費、商工費2億6,514万7,000円、商工総務事務が3,974万3,000円でございます。

商工振興事業が3,814万8,000円、負担金補助及び交付金が848万4,000円、貸付金が2,953万8,000円が主なものでございます。

観光振興事業1億1,385万9,000円でございます。

この内容は124ページ委託料1,518万1,000円、15節工事請負費5,000万円、53番石廊崎地区観光施設整備工事、これが5,000万円で負担金補助及び交付金が4,194万6,000円でございます。

続きまして、都市提携事業が29万円、環境美化推進事業が508万9,000円、温泉管理費が6,801万8,000円で、弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務が950万4,000円、それから銀の湯会館運営事業が5,851万4,000円でございます。

続きまして、第7款土木費、土木総務事務が8,779万4,000円ございまして、13節委託料609万円、これ地形図作成業務委託料でございます。

続きまして、道路橋梁費が2億3,194万9,000円、道路維持事業が4,770万9,000円で、委託料830万円、工事請負費2,950万円、原材料費684万円などが主なものでございます。

道路新設改良費1億7,754万円で、単独道路改良事業が6,468万円、これも15節工事請負費の4,250万円が主なもので、負担金補助及び交付金、これは1,975万円が県道改良事業負担金でございます。

地方特定道路整備事業が1億1,286万円ございまして、これも工事請負費が1億1,140万円が主なものでございます。

橋梁維持費670万円で、橋梁維持事業670万円、15節工事請負費が650万円が主なものでございます。

河川費につきましては7,386万円で、河川維持事業が2,052万3,000円、これは工事請負費が1,150万円、負担金補助及び交付金が650万円でございます。

河川改良事業が3,354万5,000円で、工事請負費につきましては3,240万円が主なものでございます。

青野川ふるさとの川関連整備事業1,828万2,000円で、19節負担金補助及び交付金、県河川等環境整備事業負担金1,700万円が主なものでございます。

小規模生活ダム関連整備事業が151万円でございます。

138ページで港湾管理費、これは港湾管理事務が2,317万8,000円で、19節負担金補助及

び交付金 2,100万 5,000円でございます、手石の負担金が 360万 5,000円、妻良漁港事業の負担金が 1,740万円でございます。

都市計画費につきまして1億 1,916万 3,000円で都市計画総務事務が98万 2,000円、公園管理事務が86万円、公共下水道事業特別会計繰出金が1億 1,732万 1,000円でございます。

住宅費につきましては 2,826万 3,000円で、町営住宅管理事務が 542万 1,000円、中木災害住宅管理事務が 300万 1,000円、急傾斜地崩壊防止事業費の急傾斜地崩壊防止事業 1,984万 1,000円でございます、負担金補助及び交付金が 1,910万円です。

8款消防費につきましては2億 9,076万 6,000円でございます、下田地区消防組合負担金が1億 8,963万 2,000円でございます。

非常備消防事務が 4,230万 9,000円でございます。

続きまして消防施設費が 3,210万 5,000円でございます、消防施設管理事務が 407万 3,000円、それから消防施設整備事業が 2,803万 2,000円でございます。

この工事請負費 1,930万円が主なもので53番の耐震性防火水槽新設工事、これは 1,800万円です。

次、146ページをお開きください。水防対策事務が72万 1,000円、災害対策事務が 630万 9,000円、防災施設管理事務が 528万 7,000円でございます。

それから、防災施設整備事業が 1,440万 3,000円で、18節備品購入費が 1,351万 9,000円でございます。

第9款教育費に移らせていただきます。

教育総務費 6,480万 5,000円、教育委員会事務 136万円、事務局費が 6,344万 5,000円でございます、これは職員等の経費でございます。

小学校費1億 9,150万 1,000円、学校管理費が1億 6,426万 1,000円、小学校管理事務が1億 2,457万 3,000円、竹麻小学校管理事務が 1,176万円、南崎小学校管理事務が 522万 1,000円、南中小学校管理事務が 1,069万 7,000円、南上小学校管理事務が 638万 2,000円、三浜小学校管理事務が 562万 8,000円、それから教育振興費が 2,724万円で、小学校教育振興事務 1,681万 4,000円で、12節役務費 629万 9,000円、これはパソコン点検料、定期券購入費などでございます。使用料及び賃借料につきましては、電算機の賃借料が 826万 5,000円が主なものでございます。

竹麻小学校教育振興事務 313万 9,000円、南崎小学校教育振興事務 140万 9,000円、南中小学校教育振興事務が 222万 5,000円、南上小学校教育振興事務が 199万 7,000円、三浜小学校教育振興事務が 165万 6,000円、中学校費が 7,003万 9,000円、中学校管理事務が

1,764万6,000円、南伊豆東中学校管理事務が613万3,000円、南伊豆中学校管理事務が695万2,000円、教育振興費3,930万8,000円で、中学校教育振興事務が3,460万8,000円、南伊豆東中学校教育振興事務222万3,000円、南伊豆中学校教育振興事務が247万7,000円、学校建設費は終了いたしました。

幼稚園費4,951万5,000円で、幼稚園事務が4,531万円、南伊豆幼稚園事務255万円、三坂幼稚園事務が165万5,000円。

社会教育費4,965万9,000円で、社会教育総務事務が1,607万3,000円、公民館運営事務が957万1,000円。

文化財管理費につきまして、文化財管理事務が163万円、図書館費1,662万6,000円で運営事務費でございます。

星空観察推進事業が137万円、生涯学習推進費が438万9,000円で、生涯学習推進事業が438万9,000円、保健体育費が1,551万3,000円で、保健体育総務事務が711万3,000円、これに13節に300万円、町民大会委託料が290万円などが大きなものでございます。

続きまして178ページ体育館体育施設費840万円、武道館管理運営事務840万円で、これが17節公有財産購入費432万5,000円が主なものでございます。

10款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費2,759万円、農地及び農業用施設災害復旧費1,076万円で、その内訳は農地及び農業用施設災害復旧事業が246万円、単独農地及び農業用施設災害復旧事業が830万円、林地及び林業用施設災害復旧費が、これが1,320万円、漁港施設災害復旧費が363万円で、その内訳が漁港施設災害復旧事業が213万円、単独漁港施設災害復旧事業が150万円でございます。

公共土木施設災害復旧費が2,221万4,000円で、道路河川等災害復旧事業が1,186万4,000円でございます。

単独道路河川等災害復旧費が1,035万円でございます。15節工事請負費800万円、現年災の災害の予定出た場合のすぐこたえることのできるための予算額を計上いたしました。

第11款公債費、公債費6億752万5,000円で、元金につきまして3億8,666万6,000円、償還金利子及び割引料でございます。

利子2億2,085万9,000円で、これも償還金利子及び割引料でございます。

第12款予備費、予備費につきましては前年と変わらず1,000万円を計上いたしました。

以上で歳出の内容を終わります。歳入予算13ページをお開きください。

歳入第1款、町税1項、町民税2億9,850万1,000円で、個人が2億6,050万円、法人が3,800万1,000円、固定資産税が5億2,850万円、固定資産税が5億2,600万円、国有資産

等所在市町村交付金が 250万円でございます。

軽自動車税につきましては 1,511万円、町たばこ税が 6,500万円、特別土地保有税が 3,153万円、これと入湯税が 2,800万 1,000円でございます。

第2款地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税が 4,100万円、地方道路譲与税が 2,180万円でございます。

第3款利子、利子割交付金、利子割交付金が 750万円でございます。

第4款地方消費税交付金が 9,000万円でございます。

第5款ゴルフ場利用税交付金、ゴルフ場利用税交付金 2,100万円でございます。

第6款特別地方消費税交付金、特別地方消費税交付金 1,600万円でございます。

第7款自動車取得税交付金、これが自動車取得税交付金 5,600万円でございます。

第8款地方特例交付金、地方特例交付金 2,000万円でございます。

9款地方交付税、地方交付税につきましては19億 2,000万円で、普通交付税が17億円、特別交付税が2億 2,000万円でございます。

交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金 150万円でございます。

第11款分担金及び負担金、分担金が 2,410万 5,000円で、農林水産業費分担金 1,171万円、土木費分担金 1,127万 5,000円、災害復旧費分担金 112万円、負担金につきまして 6,146万 2,000円、民生費負担金が 6,146万 2,000円でございます。

第12款使用料及び手数料、使用料につきまして総務使用料が5万円、農林水産業使用料が 29万 7,000円、商工使用料が 5,513万 5,000円、土木使用料が 1,170万円、教育使用料が 266万円、手数料につきまして 1,299万円で総務手数料 559万 1,000円、民生手数料が33万 4,000円、衛生手数料が 609万 9,000円、土木手数料が96万 6,000円。

第13款国庫支出金、国庫負担金 1億 3,925万 1,000円で、民生費国庫負担金 1億 2,698万 4,000円、衛生費国庫負担金 377万 3,000円、災害復旧費国庫負担金が 849万 4,000円。

国庫補助金につきましては 6,819万円、民生費国庫補助金 1,100万 8,000円、衛生費国庫補助金が 601万円、農林水産業費国庫補助金が 3,300万円、土木費国庫補助金 が 315万円、消防費国庫補助金が 726万 6,000円、教育費国庫補助金が 525万 5,000円、演習林交付金が 250万円、委託金につきまして 766万 2,000円、民生費委託金 766万 2,000円でございます。

続きまして、14款県支出金、県負担金 6,585万 8,000円で、民生費県負担金 6,224万 1,000円、衛生費県負担金 361万 7,000円、県補助金 1億 2,649万 3,000円で、総務費県補助金 457万円、民生費県補助金 2,463万 5,000円、衛生費県補助金 653万 1,000円、農林水産業費県補助金 2,927万 1,000円、商工費県補助金 2,500万円、土木費県補助金 1,025万

3,000円、商工費県補助金 826万4,000円、教育費県補助金20万円、災害復旧費県補助金 976万9,000円、県営事業軽減交付金 800万円、委託金が2,315万8,000円で、総務費委託金が1,801万2,000円、民生費委託金が1万4,000円、衛生費委託金が6万3,000円、農林水産業費委託金が20万円、土木費委託金 324万9,000円、権限移譲事務交付金 105万円、教育費委託金57万円でございます。

次に、第15款財産収入でございます。財産運用収入 1,135万8,000円、財産貸し付け収入 155万8,000円、利子及び配当金が980万円、財産売り払い収入が3,000円、不動産売り払い収入 2,000円、物品売り払い収入 1,000円でございます。

第16款寄附金につきまして、寄附金90万6,000円、その内訳で一般寄附金 1,000円、民生費寄附金90万5,000円でございます。

第17款繰入金、特別会計繰入金 2,507万円、三坂財産区特別会計繰入金 2,505万円、老人保健特別会計繰入金2万円、基金繰入金2億8,864万5,000円で、財政調整基金繰入金が2億5,000万円、減債基金繰入金が3,864万5,000円でございます。

18款繰越金、繰越金につきましては1億8,000万円、前年度繰越金でございます。

続きまして19款諸収入、延滞金、加算金及び過料30万1,000円、延滞金が30万円、過料1,000円、町預金利子が100万円、貸付金元利収入 3,017万3,000円、雑入におきましては3,679万1,000円で、滞納処分費が1,000円、弁償金が1,000円、小切手未払資金組入れが1,000円、国民年金印紙売捌手数料が272万9,000円、雑入が3,038万8,000円でございます。

過年度収入が367万1,000円でございます。

第20款町債、町債は3億3,530万円で、民生債が1億1,700万円、農林水産業債が2,500万円、商工債が2,500万円、土木債が1億1,600万円、消防債が670万円、災害復旧債が350万円、水道事業出資債が2,410万円、減税補てん債が1,800万円でございます。

以上、歳入と歳出の内容を大まかにご説明申し上げました。これの予算の関係の課別の資料が別冊で明細が添付されておりますので、別冊には予算説明書といたしまして括弧書きは前年度の金額、そして括弧を外した数字が本年度の数字で、それで対比できるようになっておりますので、別冊の予算説明資料をごらんいただきたいと思っております。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議なしと認めます。

よって、議第20号は各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

---

◎議第21号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺守男君） 議第21号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題いたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

健康課長。

〔健康課長 池野 徹君登壇〕

○健康課長（池野 徹君） それでは、平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算につきまして説明いたします。

213ページをお開きください。初めに歳出より説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費 623万 2,000円で、116万円の増、主なものとしましては委託料の国保連合会の電算処理 233万 3,000円であります。また今年度は医療費推計システム等の2000年対応として80万 3,000円を計上しました。

2目連合会負担金84万 5,000円で、1万 3,000円の増、主なものとしましては県国保連合会負担金74万 8,000円であります。

2項1目賦課徴収費 161万 2,000円で、9万 1,000円の増、主なものとしましては19節負担金で南伊豆計算センターの負担金の介護保険料システム改修費分で53万 1,000円あります。

2目納税奨励費41万 7,000円で、納貯の事務取扱費です。

3項1目運営協議会費 112万円で、11万 3,000円の減、これは国保運営協議会の会費等でございます。

4項1目趣旨普及費58万円で、3万円増、これは無受診世帯への健康家庭表彰であります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費 4億 5,660万 5,000円で、625万 7,000円の減。これは過年度平均伸び率により医療費推計をしたものです。

2目退職被保険者等療養給付費 1億 1,798万 6,000円で、59万 2,000円の減。これも平均伸び率に推計したものです。

3目一般被保険者療養費 337万 4,000円で、230万 5,000円の増。

次に移りまして、これは柔道整備等の年金給付分であります。

4目退職被保険者等療養費 130万円で、98万 8,000円の増、これも年金給付分であります。

5目審査支払手数料 260万 8,000円で、7万 6,000円の減であります。

2項1目一般被保険者高額療養費 5,820万 5,000円で、160万 6,000円の増。これは過去の伸び率で計算しました。

2目退職被保険者等高額療養給付費 838万 9,000円で、55万円の増、これも同様伸び率で計上しました。

3項移送費90万円。前年と同額であります。

4項出産育児諸費 750万円で 120万円の増であります。

5項葬祭費 650万円で5万円の増であります。

3款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金 2億 2,347万 5,000円で、1,508万円の増、これは老健対象者の増及び老人の薬剤一部負担、措置軽減分の波及効果を見込んだものであります。

2目老人保健事業拠出金78万 9,000円で、7万 1,000円の減。

3目老人保健事務費拠出金 398万 2,000円で、63万 4,000円の増であります。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金 756万 5,000円で、49万 7,000円の減、これは高額療養費に対する再保険事業であります。

5款保健事業費、保健衛生普及費 592万 7,000円で、46万 9,000円の増。主なものとしてはレセプト点検の賃金 155万 2,000円、パンフレット等の需用費 109万 2,000円。

19節負担金補助で成人病検診補助金で 116万 9,000円、1日人間ドック補助金として 100万円であります。

6款基金積立金、支払準備基金積立金27万 7,000円で、2,000円の増、これは基金利子の積み立てであります。

7 款公債費利子10万円、前年度と同額であります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 109万 7,000円、前年と同額であります。

2 項延滞金 1,000円、科目存置であります。

9 款予備費 500万円。

次に 203ページをお願いします。歳入としましては1 款国民健康保険税、1 項1 目一般被保険者国民健康保険税 3 億 7,402万 5,000円で、180万 5,000円の減。

2 項2 目退職被保険者等国民健康保険税 4,773万 2,000円で、357万 2,000円の減であります。

2 款使用料及び手数料、督促手数料 3 万円、前年と同じであります。

3 款国庫支出金、1 項1 目療養給付費等負担金 2 億 8,804万 9,000円で、23万 5,000円の減、内容としましては療養給付費等負担金が 2 億 298万 2,000円で、老人保健医療費拠出金負担金が 8,506万 6,000円でございます。

ゼロ目事務費負担金は一般財源化による廃目であります。

2 項1 目財政調整交付金41万 5,000円で、6万 9,000円の増であります。

2 目介護保険システム開発事業費補助金26万 5,000円、これは介護保険事務の電算化により2分の1の補助であります。

4 款療養給付費交付金 9,120万 6,000円で、1,532万 9,000円の増、これは退職被保険者等療養給付金に加え退職分の老人保健拠出金の2分の1相当額を基金で補てんすることとなったためであります。

5 款県支出金88万円で、1 万円の減であります。

6 款共同事業交付金,907万 3,000円で、101万 5,000円の増、これは高額医療費共同事業交付金であります。

7 款財産収入27万 7,000円で、2,000円の増であります。

8 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金 5,482万 8,000円で、60万 5,000円の増であります。

2 項1 目支払準備基金繰入金 3,500万円で、500万円の減であります。

9 款繰越金 2,000万 1,000円で 1,000万円増であります。

10 款諸収入、1 項延滞金及び過料10万 2,000円、2 項預金利子 5 万円、3 項雑入45万 3,000 円、それぞれ前年と同額であります。

次に 202ページをお願いします。本年度予算額は 9 億 2,238万 6,000円、前年対比で 1,662 万 2,000円の増となります。財源内訳としましては国・県支出金が 2 億 8,960万 8,000 円、その他で 1 億 1,103万 7,000円、一般財源としまして 5 億 3,174万 1,000円とな

ります。

以上で内容説明を終わります。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議なしと認めます。

よって、議第21号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。45分まで休憩いたします。

（午前10時33分）

---

○議長（渡辺守男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時45分）

---

◎議第22号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺守男君） 議第22号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

健康課長。

〔健康課長 池野 徹君登壇〕

○健康課長（池野 徹君） それでは平成11年度南伊豆町老人保健特別会計予算につきまして説明します。

243ページをお開きください。初めに歳出より説明します。

1 款医療費諸費、1 項1 目医療給付費11億 6,773万 5,000円で、1,918万円の増、これは過去の平均伸び率により推計し、社保分が2 億 5,692万 9,000円、国保分が9 億 1,080万 6,000 円となります。

2 目医療支給費 392万 2,000円で、92万 2,000円の増、これも過年度の医療費実績により推計し、柔道整復等の年金給付分であります。

3 目審査支払手数料 640万円で、179万 1,000円の増、過年度のレセプト件数を参考にしています。

2 款諸支出金、1 項償還金 9,000円、99万 4,000円の減。これは支払基金等の超過分返還金であります。過去の推計から科目存置としました。

2 項繰入金 2 万円で、前年と同額です。これは預金利子分であります。

次に 237ページをお願いします。歳入としまして、1 款支払基金交付金7 億 9,198万 5,000 円で、1,107万 1,000円の増、これは歳出の医療費諸費に対するそれぞれの負担割合により計上しました。内容としましては、1 目医療費交付金7 億 8,558万 4,000円、審査支払い手数料交付金 640万 1,000円であります。

2 款国庫支出金2 億 5,738万 5,000円で、735万 2,000円の増であります。

3 款県支出金 6,434万 6,000円で、183万 7,000円の増であります。

4 款繰入金 6,434万 5,000円で、183万 7,000円の増であります。

5 款繰越金 1,000円で、99万 9,000円の減。これは過去の収入から科目存置としました。

6 款諸収入、1 項延滞金及び加算金 2,000円、2 項預金利子2 万円、3 項雑入 2,000円で、19万 9,000円の減。過去の収入から科目存置としました。

次に 236ページをお願いします。本年度の予算額は11億 7,808万 6,000円、前年度比3,089 万 9,000円の増、財源内訳としましては、国・県支出金で3 億 2,172万 9,000円、その他で7 億 9,198万 5,000円、一般財源としまして 6,437万円となります。

以上で内容説明を終わります。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議なしと認めます。

よって、議第22号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第23号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第23号 平成11年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 高野克巳君登壇〕

○総務課長（高野克巳君） それでは内容説明を早速させていただきます。

歳出の256ページをお開きください。南上財産区の一般管理事務が58万3,000円でございます。

次に253ページ、歳入でございますが第1款財産収入につきまして、財産貸付収入が1,000円、利子及び配当金が2万1,000円で、次のページに繰越金が主なもので56万円でございます。

歳入歳出の総額を58万3,000円とするものでございます。

よろしく願いいたします。

諸収入が1,000円ございました。失礼いたしました。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第23号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第23号は原案どおり可決されました。

---

◎議第24号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第24号 平成11年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 高野克巳君登壇〕

○総務課長（高野克巳君） 南崎財産区につきましては 258ページをお開きください。

258ページ歳入は繰越金6万4,000円と預金利子が1,000円、歳入合計で6万5,000円、歳出につきましては、総務管理費が6万5,000円でございます、歳入歳出の総額を6万5,000円とするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第24号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第24号は原案どおり可決されました。

---

◎議第25号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第25号 平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 高野克巳君登壇〕

○総務課長（高野克巳君） それでは、三坂財産区につきましては 277ページをお開きください。

歳出の総務費ですが、一般管理事務が 2,587万 8,000円でございます、これは28節繰出金が主なもので 2,505万円、これ一般会計へ公共事業の負担分として繰り出すものでございます。

歳入につきましては、273ページをお開きください。財産貸付収入が 1,263万 6,000円、利子及び配当金が 8万 5,000円でございます。

それから基金繰入金 1,295万 6,000円で、これは財政調整基金繰入金が 1,295万 6,000円でございます。

次に3款繰越金でございますが、繰越金が20万円の前年度繰越金でございます。

4款諸収入につきましては、預金利子が 1,000円でございます。

以上歳入歳出の総額を 2,587万 8,000円とするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第25号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第25号は原案どおり可決されました。

---

◎議第26号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第26号 平成11年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 高野克巳君登壇〕

○総務課長（高野克巳君） 平成11年度南伊豆町土地取得特別会計予算ですが、歳出の 288ページをお開きください。

第3款歳出、1款公共用地取得費、公共用地先行取得事業が10万円で、前年度が 3,416万

2,000円、3,406万2,000円の減でございますが、17節公共財産購入費10万円を計上しました。科目存置的なもので、総合体育施設用地取得費でございます。

続きまして、繰出金でございますが、土地開発基金繰出金が4,000円でございます。

それから、公債費はありませんから285ページをお開きください。

歳入につきましては、第1款財産収入が利子及び配当金が3,000円でございます。

不動産売り払い収入はございません。

それから2款繰入金、これが土地開発基金繰入金が10万円でございます。

3款繰越金が1,000円でございます。

以上、歳入歳出それぞれで10万4,000円とするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第26号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第26号は原案どおり可決されました。

---

◎議第27号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺守男君） 議第27号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

下水道課長。

〔下水道課長 増山幸一君登壇〕

○下水道課長（増山幸一君） それでは、平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を説明させていただきます。303ページをお開けください。

歳出、1款下水道費、1項1目公共下水道建設費本年度予算額10億 2,253万 4,000円、前年度に対し4億 2,567万 2,000円の増でございます。節については主なところだけ説明させていただきます。給料 1,082万円、職員手当等 748万 3,000円。

次のページをお願いします。13節委託料7億 3,930万円、これはクリーンセンターの建設工事の委託料でございます。

15節工事請負費2億 4,322万円、湊幹線管渠築造工事2億 4,112万円、これは日野地区の推進工事が主な工事でございます。

22節補償補てん及び賠償金 1,240万円、下水道と上水道を同時施行行っております湊地内の仮設等の工事の補償でございます。

次の306ページをお願いします。2款公債費、1項1目元金、本年度予算額 1,731万 5,000円、前年度に対して469万 3,000円の増でございます。これは町債元金償還金でございます。

2目利子、本年度予算額 3,449万 1,000円、前年度に対して737万 1,000円の増でございます。町債利子が3,249万 1,000円、一時借入金利子が200万円でございます。

3項予備費、1項1目予備費、本年度予算額が10万円でございます。

次に297ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款国庫支出金、1項1目下水道費国庫補助金、本年度予算額3億 2,631万 6,000円、前年度に対し1億 4,876万 3,000円の増でございます。

次のページをお願いします。2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度予算額1億 1,732万 1,000円、前年度に対し1,277万 3,000円の増でございます。

3款繰越金、1項1目繰越金、本年度予算額 1,000円で増減ございません。

次のページをお願いします。4款諸収入、1項1目預金利子、前年度と同等でございます。

2項1目雑入、同じでございます。

5款町債、1項1目下水道債、本年度予算額6億 3,080万円、前年度に対し2億 7,650万

円の増でございます。下水道債が4億7,850万円、過疎債が1億5,230万円でございます。

県支出金は今年度ございません。

次に296ページをお願いします。本年度予算額が10億7,440万円、前年度に対し4億3,773万6,000円の増でございます。本年度の予算の財源内訳としまして、国・県支出金が3億2,631万6,000円、地方債が6億3,000万円、一般財源が1億1,732万4,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議なしと認めます。

よって、議第27号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第28号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第28号 平成11年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

農林水産課長。

〔農林水産課長 飯田千加夫君登壇〕

○農林水産課長（飯田千加夫君） それでは、議第28号 平成11年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

初めに歳出からお願いいたします。322ページをお願いいたします。

歳出第1款総務費、総務管理事務が94万円でございます。その主なものは19節の負担金補助及び交付金でありまして87万7,000円、これは子浦の漁業集落の管理組合がございまして、トイレの改造資金等まとめて借入れをしました6,420万円につきまして、9年度から利子補給を50%分してございまして、平成18年度に終了する予定でございます。年々金額は減少してございます。

次に、第2款公債費をお願いいたします。公債費2,042万6,000円でありまして、町債の元金の償還金が1,248万4,000円、町債の利子分が794万2,000円であります。

ご存じのように子浦漁排は平成4年から7年の4年間で施行してございまして、総事業費は約10億ほどかかりました。そのうち町債を2億3,000万円ほど借入れいたしましたので、その返済が始まっております。元金分と利子であります。返済は短いもので10年間、長いもので30年間というふうになります。

ここで歳出が終わりまして、歳入へいかせていただきます。319ページをお願いいたします。

歳入第1款繰入金、一般会計からの繰入金2,130万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。2款繰越金、前年度からの繰越金で1,000円を計上しました。

次に、第3款諸収入でございます。雑入としまして6万3,000円計上させていただきました。

以上で歳入終わりまして、歳入歳出も非常に簡単ですけれども内容説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第28号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第28号は原案どおり可決されました。

---

◎議第29号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺守男君） 議第29号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

農林水産課長。

〔農林水産課長 飯田千加夫君登壇〕

○農林水産課長（飯田千加夫君） それでは、議第29号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算の内容の説明をさせていただきます。

歳出からお願いいたします。336ページをお願いいたします。

歳出第1款漁業集落環境整備費、本年度予算2億5,099万7,000円であります。この主なものは職員給与428万9,000円、それから職員手当283万4,000円、その下の13節の委託料が653万7,000円でありまして、11年度工事に伴う設計施工監理委託料、あるいは測量調査等でございます。それから15節の工事請負費2億3,609万8,000円でありまして、補助事業工事費分が2億2,609万8,000円であります。町単、要するに補助対象外の工事を予定しておりますのが1,000万円でございます。

次のページをお願いいたします。第2款公債費265万8,000円でありまして、内訳としまして町債の利子分が117万6,000円、一時借入金の利子が148万2,000円を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。第3款予備費、予備費としまして昨年と同様10万円を計上させていただきました。

ここで歳出が終わりまして、歳入へお願いいたします。331ページです。

歳入第1款分担金及び負担金、分担金2,442万円、これは11年度の事業のうち補助対象分2億3,700万円に対しまして、条例によりまして地元中木区の方で9%の負担となります。その分が2,130万円。町単事業、先ほど申しましたようにその分につきましては30%借りますので300万円ちょっとでございます。

そういうことで、この事業、国・県の補助事業であります。残りの30%に対しまして町が70%、受益者が30%というふうに条例で定めてあるところでありまして、その分の計上でございます。

次のページをお願いいたします。第2款県支出金、県補助金1億6,590万円、これは補助対象事業の2億3,700万円に対しまして、70%を見込みまして1億6,590万円になります。県補助金となっておりますが、先ほど申し上げましたように国からも来まして、国から50%、県から20%を参りまして、それが一括しまして県補助金として組み込んでございます。

次に、第3款繰入金であります。一般会計繰入金としまして723万3,000円を計上させていただきます。

次のページをお願いをします。4款諸収入、諸収入といたしまして預金利子雑入等で2,000円を科目存置の意味からも計上させていただきます。

次のページ、第5款町債であります。町債は5,620万円でございます。この内訳は下水道債の方が3,400万円、過疎債の方が2,220万円、計5,620万円でございますけれども、町債につきましては、先ほど申しました総事業費の2億5,375万5,000円のうち、地元の受益者分担金を除き、また国庫補助金の1億6,500云々を除き、それから一般会計からの繰入金の723万3,000円等を除きまして、その残りにつきまして5,600万円等について起債で対応したいというふうに考えて計上させていただきます。

今回の中木のこの事業は約80億1,000万円程度、現在のところ基本設計ができております。そうしますと、財政計画の中で地方債につきましては、平成9年から始まりまして13年まで5年間、工事がかかる予定ですが、起債総額が1億7,000万円程度になるのではないかとこのように計画をしております。

以上簡単ですけれども歳入もこれで終わらせていただきまして、本会計の内容説明とさせていただきます。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議なしと認めます。

よって、議第29号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第30号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺守男君） 議第30号 平成11年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（稲葉勝男君） それでは自席で説明させていただきます。

平成11年度南伊豆町水道事業会計予算について内容を説明させていただきます。

まず、ページ27ページですね。27ページをお開きください。

平成11年度南伊豆町水道事業会計予算実施計画説明書。

収益的収入及び支出の収入の部でございます、1款の水道事業収益2億7,960万9,000円、981万8,000円の減でございます。その主な原因といたしましては、給水収益586万9,000円がそのうちの一つでございますが、これは昨日の補正でも申し上げましたが、10年度の決算見込みが若干落ちているものですから、その1%を上乗せした程度しか見込めませんので、こういう結果になりました。簡易水道料金については、10年度の決算見込額、そのまま計上してあります。

それから、次の営業外収益2目の営業外収益の38万円で、408万9,000円の減でございますが、これは建設改良費の減によって水道料にかかる仮受消費税分、建設改良費にかかる仮払消費税の方が多くなったため減額という形になりました。

それから支出の方でございます。

1 款の水道事業費用 3 億 197 万 5,000 円、2,000 万 4,000 円の増でございます。これにつきましては、主なものといたしましては総係費の 168 万 8,000 円、これが人件費等の増により 160 万 8,000 円と、それから簡易水道については 30 万 8,000 円の減ですが、これは前年度土地の借り上げ料、賃貸料ですか、それを見込んでた分が 5 年分、昨年度払った分ですが、この分計上しないということで 30 万 8,000 円等が減額となりました。

それから減価償却費の 1,514 万円ですが、これは上水道の第 5 次拡張事業に伴う償却資産の増、それから過年度の償却未済額の計上等で 1,514 万円の増でございます。

それから次、資産減耗費が 133 万 3,000 円の減ですが、これは主に固定資産の除却費ですね、構築物だとか、機械及び装置のこれが 133 万 3,000 円の減でございます。

そして 2 項の営業外費用におきましては 4,913 万 8,000 円、これが前年度と比べて 514 万 2,000 円の増でございますが、この一番大きなものは 3 目の消費税です。これが収入の営業外収益と、それから消費税還付金、先ほど申し上げましたが建設改良費の減と、それから仮受消費税の関係で結果的に 539 万 9,000 円という形になりました。

それから、次の資本的収入及び支出、これ 36 ページですが、これの資本的収入の 8,411 万 6,000 円、これが前年度に比べまして 2 億 4,357 万 6,000 円。これは骨格予算のため、第 5 次拡張事業の中の石井の浄水場、これは国庫補助対象じゃないものですから、一応骨格予算で当初これを削除しようということで、予算を編成した結果、すべてこういう形になって出てきております。国・県補助金に対してもそうです。企業債もそうです。

それから給水負担金、給水負担金はこれは違いますけれども、建設改良費等、これは建設改良費、5 項の建設改良費につきましては、これは昨年は下流の簡易水道で改良事業がありました、これが今年度はなくなったために 1,210 万円という減額になりました。

それからこの中には先ほど下水道課長が申し上げましたように、建設改良工事負担金のところの、下水に伴う本管の布設がえの工事です。これが 1,240 万円となっております。

それから次の 38 ページ、支出でございます。支出の方で資本的支出、これが 1 億 4,209 万 7,000 円、昨年に比べて 2 億 4,243 万 4,000 円、この中で水道施設改良費 2,160 万円でございますが、これは下流の簡易水道の改良工事が完了したため、それと今度新たに先ほど申しました下水道工事に伴う排水管の布設工事が工事費として 1,240 万円が出てきました。

それから、2 目の上水道第 5 次拡張事業費、これの 2 億 2,190 万円の減ですが、これ先ほども申し上げましたとおり石井浄水場の拡張事業を骨格予算のため当初に計上しなかったということでございます。

それから 2 項の企業債償還金、これは今までの企業債の償還分の増が出てきたため 98 万

8,000円ということになりました。

それから、あと予備費はもうわかりだと思えます。

そして、次が22ページを開いていただきます。これは損益計算書の見込みでございます。一番下の方にありますが、経常損失が2,538万2,000円、これに当年度純損失が2,538万円になるんですが、それと前年度の繰越欠損金で昨日補正予算でも説明しましたが1,150万2,000円がこれにプラスされるものですから、当年度としましては3,688万4,000円の欠損金見込みということになります。

以上で内容を説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議なしと認めます。

よって、議第30号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（渡辺守男君） 本日の議事が終わりましたので会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議等のため、明16日より3月18日まで休会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 辺 守 男

署 名 議 員 関 俊 春

署 名 議 員 土 屋 隆 俊

平成11年南伊豆町議会 3月定例会

(第3日 3月19日)

## 平成11年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第3日）

平成11年3月19日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議第4号 南伊豆町武道館設置及び管理条例制定について  
日程第 3 議第5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 4 議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計予算  
日程第 5 議第21号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算  
日程第 6 議第22号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計予算  
日程第 7 議第27号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算  
日程第 8 議第29号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算  
日程第 9 議第30号 平成11年度南伊豆町水道事業会計予算

### 本日の会議に付した事件

- 1から9まで議事日程と同じ  
10 発議第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書  
11 発議第2号 地方分権の実現に関する意見書  
12 発議第3号 「地域の高校を残す」ことを求める意見書  
13 発議第4号 南伊豆町議会議員の定員を減少する条例の一部を改正する条例制定について  
14 議第31号 助役の選任について

### 出席議員（14名）

2番	漆田修君	3番	斎藤要君
4番	渡辺嘉郎君	5番	石井福光君
6番	斎藤恒昭君	7番	簾田国広君

8番	藤原	栄君	9番	横嶋	隆二君
10番	小澤	東洋治君	11番	大野	良司君
12番	山本	義一君	13番	渡辺	守男君
14番	関	俊春君	15番	土屋	隆俊君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田	篤君	収入役	小針	弘君
教育長	坂倉	範一君	総務課長	高野	克巳君
企画調整課長	高野	馨君	住民課長	渡辺	正君
税務課長	碓井	大昭君	健康課長	池野	徹君
農林水産課長	飯田	千加夫君	建設課長	外岡	捷美君
商工観光課長	土屋	忠儀君	清掃課長	渡辺	修治君
水道課長	稲葉	勝男君	教育委員会事務局長	土屋	敬君
会計課長	飯泉	誠君	福祉課長	楠	千代吉君
下水道課長	増山	幸一君	行財政主幹	小島	徳三君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田中	秀明	主幹	勝田	悟
------	----	----	----	----	---

---

◎開議宣告

○議長（渡辺守男君） 皆さん、本日はご苦労さまです。

定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第3日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺守男君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

14番議員 関 俊 春 君

15番議員 土 屋 隆 俊 君

---

◎議第4号、議第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） これより議案審議に入ります。

議第4号 南伊豆町武道館設置及び管理条例制定について、議第5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 横嶋隆二君登壇〕

○文教厚生委員長（横嶋隆二君） これより委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成11年3月17日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、午前9時30分より午前11時59分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第4号 南伊豆町武道館設置及び管理条例の制定について。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

議第5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第4号 南伊豆町武道館設置及び管理条例の制定について。

意見または要望、特に意見要望はございませんでした。

議第5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

意見または要望、特にございませんでした。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第4号及び議第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

総務財政委員長、文教厚生委員長、産業土木委員長。

〔総務財政委員長 斎藤 要君登壇〕

○総務財政委員長（斎藤 要君） それでは総務財政委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成11年3月16日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計予算、歳出第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

会議状況、記載のとおりでございます。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目 議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計予算、歳出第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。

意見または要望。

- 1、町長交際費支出の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、財産管理事務費の火災保険料について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、みなみ太鼓の練習場となっている旧南上中講堂の補修等について質疑があり、答弁がなされた。
- 4、当初予算における賀茂地区市町村の財政力指数の状況と各種比率（経常収支比率、公債費比率、実質収支比率）及び予算に占める人件費の割合、1人当たりの投資的経費等勘案した中での考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、税収の見積もりと今後の補正財源について及び補正予算編成の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、交付税、国庫補助金及び国庫支出金の算出基礎や交付状況を見て、どのように考えるか質疑があり、答弁がなされた。
- 7、社会保障の充実のための投資の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、レディースカップロードレース大会の運営のあり方について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、黒潮和太鼓まつりの開催場所を含めた今後のあり方について質疑があり、答弁がなされた。
- 10、婦人交通指導員設置費負担金について質疑があり、答弁がなされた。
- 11、路線バス問題の現況について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、職員採用の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 13、第4次南伊豆町総合計画策定経費について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、耐震性防火水槽の充足状況等について質疑があり、答弁がなされた。
- 15、ホームヘルプサービス手数料について質疑があり、答弁がなされた。
- 16、教育費国庫補助金の前年度より減少した理由について質疑があり、答弁がなされた。
- 17、戸籍のMO化についての今後の対応について質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） 文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 横嶋隆二君登壇〕

○文教厚生委員長（横嶋隆二君） 文教厚生委員会の報告を行います。

開催月日及び会場、平成11年3月17日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分より午前11時59分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目 議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

意見または要望。

- 1、ホームヘルパーの充足状況について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、介護保険制度がスタートした際の社会福祉協議会の対応とそれらに対する町の指導について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、学校医報酬、薬剤師報酬の支払い基準について質疑があり、答弁がなされた。
- 4、三浜小学校屋内運動場建設について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、南崎保育所の通園道路について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、保育所の統合問題について質疑があり、答弁がなされた。
- 7、町内における重度心身障害児及び重度身体障害者の予算の算出根拠と人数について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、伝染病予防事務、結核予防事務、環境衛生事業において使用する需用費中の医薬材料費の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、結核予防事務の中に間接撮影委託料が新たに予算計上された理由について質疑があり、答弁がなされた。
- 10、老人保健事業委託料のうち、各種がん検診の昨年の受信者数と検出率について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、基本健診を実施する検査項目について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、武道館の用地買収について質疑があり、答弁がなされた。
- 13、武道館清掃の業者委託について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、マイクロバス購入の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。

- 15、武道館の予約状況と武道館運営協議会の今日までに協議された内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 16、特別養護老人ホームみなとの園建設における業者指名について質疑があり、答弁がなされた。
- 17、町職員の各種の国家資格等の取得を奨励するなど、人材育成の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 18、公共施設のトイレなど、障害者のための施設の建築状況について質疑があり、答弁がなされた。
- 19、伊豆つくし学園の改築について質疑があり、答弁がなされた。
- 20、塵芥処理費の増額となったことについて質疑があり、答弁がなされた。
- 21、不燃物及び粗大ごみの収集業務委託料の増額になった理由と、委託業者について質疑があり、答弁がなされた。
- 22、ダイオキシン類の測定の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 23、ごみの分別収集について質疑があり、答弁がなされた。
- 24、ごみの減量化を町民にPRする中で、収集手数料の徴収をする考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 25、コンポスター購入費補助金交付の実績と制度のPRについて質疑があり、答弁がなされた。
- 26、国道など沿道沿いの瓶、缶の投げ捨て防止策について質疑があり、答弁がなされた。
- 27、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付についての経過と今後の展望について質疑があり、答弁がなされた。
- 28、塩化ビニール系の物の焼却についての今後の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 29、心の教室相談員の設置について質疑と要望があり、答弁がなされた。
- 30、青少年問題協議会委員の報酬が増額された理由と活動状況について質疑があり、答弁がなされた。
- 31、青少年問題協議会の他団体とのかかわり合いについて質疑があり、答弁がなされた。
- 32、義務教育児童の夏期学童保育について質疑があり、答弁がなされた。
- 33、南中小学校の廃油処理手数料について質疑があり、答弁がなされた。
- 34、南崎小学校校舎海側の山林のウバメガシの繁茂により校舎が暗くなっているとの意見があり、答弁がなされた。

35、在宅精神障害者の状況と町の対応について質疑があり、答弁がなされた。

36、30人学級の認識について質疑があり、答弁がなされた。

37、中学校の部活問題について質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） 産業土木委員長。

〔産業土木委員長 石井福光君登壇〕

○産業土木委員長（石井福光君） 産業土木委員会報告をいたします。

開催月日及び会場、平成11年3月18日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時12分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおり。

事務局、説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおり。

議事件目、付託件目、議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計予算、歳出第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

会議状況、記載のとおり。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目 議第20号 平成11年度南伊豆町一般会計予算、歳出第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

意見または要望。

1、みまみ桜と菜の花まつりの開催結果について質疑があり、答弁がなされた。

2、今後の菜の花植栽についての県補助金と町の予算について質疑があり、答弁がなされた。

3、漁業集落環境整備事業の今後の計画について質疑があり、答弁がなされた。

4、国・県の公共事業投資の前倒しに対する町の対応について質疑があり、答弁がなされた。

5、銀の湯会館の老人入浴料の割引について質疑があり、答弁がなされた。

6、小口資金貸付金の利用状況と効果について質疑があり、答弁がなされた。

7、急傾斜地指定の条件と財政措置について質疑があり、答弁がなされた。

8、農業用使用済みプラスチック回収推進事業補助金について質疑があり、答弁がなされた。

9、小規模生活ダム関連整備事業の現況と今後の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。

れた。

10、圃場整備と減反政策の矛盾と減反政策の推進による荒廃地対策について質疑があり、答弁がなされた。

11 各種観光イベントを開催した際、全時的な効果を得るためインターネットの利用等諸施策について質疑があり、答弁がなされた。

12、南上地区におけるダム関連道路を含めた幹線道路改修工事の進捗状況について質疑があり、答弁がなされた。

13、手石耕地整理の有効利用について質疑があり、答弁がなされた。

14、石廊崎地区観光施設整備工事の内容と効果及び測量設計委託の業者の指名方法について質疑があり、答弁がなされた。

15、石廊崎地区観光施設整備工事における国立公園法及び文化財保護法はどうなっているかとの質疑があり、答弁がなされた。

16、ユウスゲの育成について質疑があり、答弁がなされた。

17、商工会補助金及び観光協会補助金について質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 平成11年度の南伊豆町一般会計予算認定に当たり、結論反対討論を行います。

本予算は新町長の提案となっておりますが、就任後間もない中、内容は骨格予算の提案であり、その中には前体制以来の内容も見受けられます。私が予算に求めるものは、一般質問でも確認したように、地方自治体の姿勢と執行において、地方自治の本旨である住民自治、すなわち民主主義の徹底と団体自治、すなわち独立の団体による執行、これは国、県に対しても確固とした姿勢となります。この双方がしっかり反映しているかどうかという点であります。

これに照らして見たときに、まず指摘されなければならないのは、自治体の執行が税によって執行することが基本である中で、地元負担と称した税外負担が依然として存在すること

であり、道路整備、消防施設整備、街頭電気灯等々、住民が安心して生活を送る基盤であるこれらの事業はまさに税で執行すべきであります。それらのために住民は税外負担である区費の負担を強いられております。審議の中で地方交付税算出の基本による基準財政需要額の算出根拠の見直しについてのやりとりを行いました。まさにここにこそ税外負担によらず安定した行政執行を行う保障が生まれてくるのではないのでしょうか。地方分権が声高に叫ばれていますが、財源の裏付けのない分権はありません。地方交付税をもらって運営していくという認識、ではなくて国民の権利として地方財政の民主的改善と充実を国、県に対して強く求めていくべきではないのでしょうか。

細目に当たっては、議会費の中にある議員調査研究費の議員会への交付、これは長い間使用してきましたが、これを改善し、議会の本来のやり方を進めるべきであります。商工会、観光協会などの人件費補助に近い内容については、求められる地場産業の振興からもこれは当然当初予算骨格にしっかりと据えるべきではないのでしょうか。自治振興にある区長会のあり方の改善、町長交際費の見直し、情報公開の英断、社会福祉協議会への指導の強化、ごみ問題に正面から取り組み、清掃事業への改善、農業振興の強化、商工観光の振興強化、子供たちの人間らしい豊かな発達を保障する教育環境の整備、子育て支援の強化などが求められ、指摘する点であります。一方評価する点では、一般質問でも明らかにされておるように、主権在民の行政推進、第4次総合計画に向けた地区懇談会の開催と行政執行上の基本に岩田町長が基本、明確な姿勢を表明された点であります。乳幼児医療費助成拡充や介護保険の推進でも住民の立場からの積極的な対応、中学校部活動の改善ではその後の迅速な対応も大変これ評価したいと思います。ごみ問題や農業、商工業などの産業振興についても前向きな答弁がありました。

以上の評価の点をしっかりと把握し、指摘しながら新町長が所信表明や一般質問で確認された答弁をしっかりと踏まえつつ、今後の予算補正、予算執行においてどのように実行されるか見守り、私もこれを通じて住民生活が一步前進することを確信し、討論とするものであります。

以上です。

○議長（渡辺守男君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） ほかに討論もする者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 賛成多数です。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎議第21号、議第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第21号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第22号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 横嶋隆二君登壇〕

○文教厚生委員長（横嶋隆二君） 委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成11年3月17日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、午前9時30分より午前11時59分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第21号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

議第22号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計予算。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第21号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

1、共立湊病院組合事務局長の専任について質疑があり、答弁がなされた。

2、共立湊病院組合に対する県補助金について質疑があり、答弁がなされた。

3、共立湊病院の救急患者の対応について意見があり、答弁がなされた。

4、療養給付費の動向と共立湊病院の占める割合について質疑があり、答弁がなされた。

5、1日人間ドックの利用実績と利用者について質疑があり、答弁がなされた。

6、健康祭りの開催の内容について質疑があり、答弁がなされた。

7、国保会計保険基盤安定繰出金の内容について質疑があり、答弁がなされた。

議第22号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計予算。

意見または要望、特にございませんでした。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 国民健康保険の問題については、この内容そのものが国の団体事務でありまして、これまでも繰り返し述べておりますように、政府・自民党が1984年に国庫補助をこれまでの45%から38.5%に大幅に減らしてから、国民、住民の負担は非常に窮に瀕しております。こうした点がこの予算の中に反映して、一刻も早くこうした国の負担を改善し、住民の福利、そして国民皆保険の本旨に戻ることを強く要望して、この件に関しては反対の意思表示をしたいところです。

以上です。

○議長（渡辺守男君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） ほかに討論もする者もありませんので討論を終結いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 賛成多数です。

よって、議第21号及び第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎議第27号、議第29号、議第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第27号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第29号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算、議第30号 平成11年度南伊豆町水道事業会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

産業土木委員長。

〔産業土木委員長 石井福光君登壇〕

○産業土木委員長（石井福光君） 産業土木委員会報告を願います。

開催月日及び会場、平成11年3月18日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時12分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおり。

事務局説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおり。

議事件目、付託件目、議第27号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

議第29号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

議第30号 平成11年度南伊豆町水道事業会計予算。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第27号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

意見または要望。

- 1、日野へ建設中のクリーンセンターの完成見込みについて質疑があり、答弁がなされた。
- 2、その他工事の進捗状況と供用開始となった場合の加入促進及び見込み加入率について質疑があり、答弁がなされた。

議第29号 平成11年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算。

意見または要望は特にありませんでした。

議第30号 平成11年度南伊豆町水道事業会計予算。

- 1、水道の漏水比率について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、石綿管の布設がえがその後どのように進捗しているかとの質疑があり、答弁がなされた。
- 3、給水需要の現状と今後の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。
- 4、上水道第5次拡張事業の終了後の有収率の見込みと石綿管からの布設がえがどの程度進捗しているか、また全部布設がえした場合の予算について質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） これ福祉の議案であります。1点、水道事業予算について意見、こ

れ総論では反対なんです、それはただの1点であります。これまで予算の執行状況等々に関して、改善があり、それが内容にも反映されていることは大いに評価し歓迎するものですが、この消費税の導入問題、これは繰り返し主張してまいりましたが、水は生活に不可欠のものであり、国民の8割以上が反対の消費税が残されて、しかもこれが5%値上げをされて、国民の生活は窮状に瀕しております。こうして点を考えてみても、消費税を上乗せをすること、この件に対して反対をするものであります。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） ほかに討論もする者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 賛成多数です。

よって、議第27号及び第29号並びに議第30号は原案どおり可決されました。

---

#### ◎日程追加

○議長（渡辺守男君） ここでお諮りいたします。

本日3番議員齋藤要君ほか2名より、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書、及び同じく3番議員齋藤要君ほか2名より、地方分権の実現に関する意見書が、並びに大野良司君ほか3名より、「地域の高校を残す」ことを求める意見書がそれぞれ提出されました。また14番議員関俊春君ほか11名より、南伊豆町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例制定についてが、及び町長より助役の選任についてが提出されました。

この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書、発議第2号 地方分権の実現に関する意見書、発議第3号 「地域の高校を残す」ことを求める意見書、発議第4号 南伊豆

町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例制定についてを、議第31号 助役の選任についてをそれぞれ日程に追加することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

- 議長（渡辺守男君） 発議第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書を議題といたします。この意見書は斎藤要君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

- 議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

斎藤要君。

〔3番 斎藤 要君登壇〕

- 3番（斎藤 要君） それでは別紙に配付しております意見書を朗読いたしまして、説明とさせていただきます。

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書。

予想される東海地震に備えて、国及び関係地方公共団体は地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画を定め、この計画を中心に各般にわたる地震対策を鋭意講じてきたところである。しかしながら、この計画は限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されているため、阪神・淡路大震災など、近年の地震災害の教訓や社会環境の変化に伴う課題などに的確に対応するには、当該計画の充実と期間の延長を図り、地域住民の生命と財産の安全確保に一層努めていかなければならない。

よって、政府は本計画の根拠である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について特段の配慮をされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

なお、この意見書の提出先につきましては、内閣総理大臣以下、記載のとおりでございます。

以上です。

- 議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案どおり可決されました。

---

◎発議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 発議第2号 地方分権の実現に関する意見書を議題といたします。

この意見書は斎藤要君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

斎藤要君。

〔3番 斎藤 要君登壇〕

○3番（斎藤 要君） それでは別紙を朗読いたしまして、説明とさせていただきます。

地方分権の実現に関する意見書。

政府は、先に閣議決定した「地方分権推進計画」に則して、今期通常国会の所要の法改正案を提出することとしており、地方分権はまさに具体的な実行段階にいたった。地方分権に伴い、地方税財源の確保はもとより、我々自らも行財政改革を断行し、分権型社会の担い手にふさわしい地方行政体制を整備・確立することが強く求められており、とりわけ地方議会

の活性化は不可欠である。よって、政府・国会は地方議会の活性化を図るため、特に下記事項の実現に万全を期されるよう強く要望する。

記

1、議会の自主性の強化

- (1) 議員定数については、地域住民の民意を反映できるよう条例に委ねること。
- (2) 臨時会の招集要件を緩和するとともに、議長にも招集権を付与すること。
- (3) 議会の組織自治権を強化するため、定例会の回数、常任委員会の数及び1議員1委員会制の制限を撤廃すること。

2、議会の議決権の拡大

- (1) 町議会の議決を経て定める「基本構想」を「基本構想及び基本計画」に改めること。
- (2) 地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるよう改めること。
- (3) 予算審議を徹底し、政策論議を活発にするため、具体的な施策内容を明示した「目」を議決の対象にすること。

3、議員の政策立案・審議能力の向上

- (1) 議会の政策形成機能を向上させ、議員が民意を反映した議案を提出しやすくするため、提出要件を緩和すること。
- (2) 議会の政策立案やチェック機能を強化するため、十分な財政措置を講じ、事務局体制を充実強化させること。
- (3) 地方議会の意見書については国会も提出先に含め、かつ誠実処理の義務を明文化すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

なお、この意見書の提出先につきましても、内閣総理大臣以下、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 地方分権の実現に関する決議にあたって、内容説明しますが、反対討論を行います。

説明された項目のうち、2番、3番のそれぞれの3項目に関しては賛成であります、1番の3項目について反対の理由を述べたいと思います。

そもそも、この議案は全国町村議長会から意見書の提出を要請されたということに始まりますが、その点南伊豆町町議会の中で、ここにもあります町議会の活性化研究会に基づく報告、こうした中身について熟知し、そして検討されたということはないということが一つあります。そして、1番の(1)の議員定数についての住民の意向を反映できるよう条例に訴える。これに関しては、現段階で適切な基準である現行法の人口別による議員定数の基準をなくしてしまうことになっているということで賛成ができません。議員定数削減は、この次の提案でも要請されていますが、現行地方自治法第91条でも町村が条例制定をして、自由に行える、このことを踏まえたいと思います。

2つ目の議長にも議会と無関係に臨時会の招集権を付与する。この内容であります。議会から選出された議長が議会の意思とは関係なしに、独自の議会招集権を持つことを認めることは、議会の民主的運営を阻害することになるものであり、この項についても賛成しかねます。

3つ目の議会の組織自治権を強化するため、定例会の回数、常任委員会の数、及び1議員1委員会制の制限を撤廃する。これについては各地で議員定数が削減が進む中で、常任委員会を設置しているが開催していない議会が地方自治体では4以内と定められている常任委員会の数を3ないし2に減らし、実質的な委員会審議が成り立たない議会も生まれているという実態を踏まえなければなりません。議会定例会は年4回以内、これは地方自治法の102条で定められています。委員会数は町村は4以内、1議員1委員会制、これはともに109条で定められておりますが、委員会数の増減は現行法の運用によっても対応できます。しかしながら、この規定をすれば、定例会を年4回以外に臨時会の開催を開くことは現行法でも可能であり、4回以内に減らしてしまうこともできるということ自体が問題になります。また1議員1委員会制は議員の定数の削減が原因をしております。議決機関にふさわしい十分な委員会審議を行うことが求められている現在、この制限を撤廃することには賛成できないとい

う旨を申し上げて、全体としてこれを全部に賛成することには反対の意見を申し上げます。

○議長（渡辺守男君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） ほかに討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 賛成多数です。

よって、本意見書は原案どおり可決されました。

◎発議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 発議第3号 「地域の高校を残す」ことを求める意見書を議題といたします。この意見書は大野良司君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

大野良司君。

〔11番 大野良司君登壇〕

○11番（大野良司君） 提案説明をいたします。

「地域の高校を残す」ことを求める意見書。

子供の数が年ごとに減少している中、2010年には減少のピークに達すると言われております。少子化が始まっている今こそ、行き届いた教育を実現する絶好の機会であります。県教育委員会は、生徒の急減期対策として今後の本県高等学校のあり方を検討するため、静岡県高等学校長期計画検討委員会を設置し、この春には中間報告、99年秋ごろには最終報告がまとめられる予定であります。どこに住んでいても等しく高等学校教育が受けられるようにすることは、教育行政の重要な責務であります。本町にある静岡県立下田南高等学校南伊豆分校は、戦後間もない混乱と疲弊の中で新制中学も持たない村々に先駆者の教育に対する情熱と先見性により、下田第二高等学校に南中村ほか、5カ村組合立分校が昭和23年に産声を上げました。同年9月13日南中小学校の一部を借用しての開校式と、第一回入学式が挙行され、普通科、農業科を経て昭和38年から園芸科として後期中等教育の拡充整備の一翼を担い、時

代の要求にこたえる農業高等学校として、また県下唯一の分校として特色ある校風を整え、県内外の注目を浴びております。

地域の高校を残すことは、教育の機会均等という点からも、また過疎地域等活性化のためにも極めて重要であります。よって、学校の統廃合についてご一考いただき、地域の高校を残すことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いたします。

意見書の提出先は内閣総理大臣、文部大臣、静岡県知事、静岡県教育長、以上であります。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案どおり可決されました。

---

#### ◎発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 発議第4号 南伊豆町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。本案は14番議員関俊春君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

関俊春君。

〔14番 関 俊春君登壇〕

○14番（関 俊春君） 発議第4号 南伊豆町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

現在南伊豆町は長引く不況と金融不安などにより、財政事情は一段と厳しさを増しております。人口も平成3年の条例制定のときより今日までに571人減少し、また人口の高齢化比率においても現在30.56%になるなど、年々増加の一途をたどっております。今日、行政改革は全国的な流れであり、町当局においても種々の施策を考え改革を実施されています。これまで議会といたしましても厳しい財政事情を勘案し、議員報酬も7年間据え置き、県下74市町村中で最も低位にあります。当議会としても、今回さらに時代の要請や町民の声にこたえとともに、痛みを分かち合わなければならないと考えます。そうした観点から、議員定数を人口、地理的条件、近隣市町村の動向やバランスなどを勘案し、現行の16名から15名とすることが妥当であるという議員多数の賛同者を得て別紙により発議するものであります。以上提案理由といたします。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 本議案に対して反対の討論を行います。

地方議員の定数を削減することは、住民の声を議会に反映することを狭め、住民の自治権を侵害するものであります。この提案理由に厳しい財政事情、人口減、高齢化、行革全体の中で報酬の内容も出されました。また近隣町村との人口の対比も出されました。私は今出された理由の中で厳しい財政事情、これは自然現象ではなくて、まさに政治によって作り出されたものであるということ、そして今全体の流れとして確かに行革イコール定数削減や経

費削減という流れが政府やあるいはマスコミでも流されておりますが、真の意味の行政改革とは国民住民への負託を回復する仕事をすることであり、報酬が7年据え置かれている、県下で最も低位とされておりますが、議員の報酬は住民の生活状況と実態に合わせて適切に設置されてなければいけません。南伊豆町の報酬は県下で最下位ではありません。田方郡の大仁町は南伊豆町よりも低い報酬の中でも順調に住民の意見に反映して議会活動が行われております。賀茂郡下市町村の中で、面積110平方キロと一番広い面積に34の集落が独立に点在する南伊豆町は、地理的要因からも形成される社会的状況は他の町村の模倣をもってして各集落の発展、南伊豆町全体との発展の相乗機能は果たせません。今日、長引く不況、少子化現象など、歴史の一時期の厳しい現象に直面していることは確かであります。だからこそ、議員、議会が住民の切実な声を議会、自治体に反映し、さらに県政に反映し、さらには国政に反映をして、住民の窮状を解決する、これはこの財政事情を解決することとの不可分一体のものであります。

しかしながら、こうした求めに対して現状は極めて不十分であります。議会に国民、住民の声が反映されない。これは国政でも例でもありますが、国民の8割以上が消費税に反対しているにもかかわらず、これをまた引き下げてほしいという声も9割近い。これが何ら議会にいくとこれが否定されてしまう。こうした点から、住民の声として確かに一部に議会議員を削減しろと、こういう声があることも確かであります。私たちは、いま一度地方自治法に定める、またその目的である住民の福祉向上に直接責任を負う、議員、首長とともに責任を負っているわけであり、その役割を今こそ真剣に考える時期であるわけです。住民、国民の生活向上の目的をかかるとして、きっぱりとした姿勢、これを示し、これを解決していく。これが議員に求められる役割であります。

だからこそ、先ほど紹介した全国町村議長会が発表した地方議会活性化研究会では、非常に厳しい指摘がされております。議員の資質、能力が問われなければならない。これまでの議員に求められてきた資質と能力だけでは、チェック機能はもとより、政策形成や行政改革に積極的な役割を演ずることは期待できない。変身、向上の努力が不可欠であるということが、この中にも盛られているものであり、南伊豆町が全国3,000の自治体の中で115議会しかない議会報広報の発行しない議会の一つになっています。

そうした点を見るならば、私は議員の定数を削減するのではなく、議会の質的向上にあくまでも最大限の努力を払っていく、そして出された理由である厳しい財政事情や、あるいは報酬問題であるならば、まさにすべての議員が、これが議会人として私もその一角を担っているわけですが、経費の削減、経常経費の削減に関して言ったらば、議員の報酬こそを削減

すべきものであり、このことを厳しく主張して、議員諸氏が議会の内容が本当に住民の福祉の向上につながる。そのための努力を大いに期待をして、私の反対討論とするものであります。

以上です。

○議長（渡辺守男君） ほかに討論はありませんか。

石井君。

○5番（石井福光君） 私は議員定数削減に賛成する立場で討論を行います。

議員定数というのは、議会が住民の代表機関であるということにかんがみ、その選出母体である住民の数を考慮し、また代表機関としての性格を有する会議体として、討議、決定するにふさわしい規模であることが必要であるとされております。地方自治法第91条では、人口段階別に議員の定数が定められているが、条例によって削減することができると規定されております。同条における法定議員数は26名ですが、過去において段階的に定数の削減が行われ、昭和58年3月18名を昭和60年12月、当町の行政改革推進委員会の答申を受けて、農業委員を2名、非常時消防団員506名を110名の大幅な削減が行われ、議員定数を2名削減し16名で現在の定数となっております。今回の議員定数削減の理由として、提案理由の中にあつたとおり、行財政改革は国、地方を通じて最も重要政策課題の一つとして位置づけられております。国においても、衆議院の定数を50名程度の削減という、自発的な案も出され、周辺市町村においても議員定数の削減を平成7年3月松崎町と東伊豆町が2名減、平成8年3月賀茂村1名、昨年10月河津町が2名、12月下田市1名減が実施されております。このような中、行政改革、行財政改革という最重要課題を避けて通れない問題であり、当町においても積極的に定数の削減をすべきであると考えます。また、当議会において去る3月3日、全員協議会で定数削減について要望等、町内各地からの削減に寄せる期待が高まって、この情勢を見たとき、当議会といたしましても積極的に定数の削減を行い、広く住民の要望にこたえ、もって行財政改革の推進に寄与すべきものであり、賛成の討論といたします。

○議長（渡辺守男君） ほかに。

小澤君。

○10番（小澤東洋治君） 私は賛成討論をいたします。

理由は、我々地方議会議員はやはり、住民本位、一党一派にとらわれない住民本位の政治の推進に理念を置いて、活動しなければならないと思っております。このような、そういう意味から、このように社会的経済状況が顕在化している中で、町民の方々の中には常に死活問題を抱えている人たちが出てきております。また、各団体の中におきましても理事の定員

を削減するなどして、その合理化を図り、事業を運営していこうという努力をしていると聞いております。そういう町民の周囲のことを我々は的確に把握して、そしてその町民の声を町政へ反映するというのは、我々は必要かと思っております。それには、一党一派に属さない町民本位の政治を推進するために、この窮状を乗り越えていただくためにも、我々がみずから見本を示して、そして周囲の人たちに波及効果をねらうというのが、今我々議員がとるべく処置だと私は思います。そして、町民の生活はそのことによって一歩でも、二歩でも向上することを心から願うわけでございます。そういう諸事情の中で、まず我々は定員を削減して、今後の体制をより充実して、町民の負託にこたえるのが我々の務めと思ひまして、削減に賛成をさせていただきます。

○議長（渡辺守男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） ほかに討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 賛成多数です。

よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

---

◎議第31号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第31号 助役の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 追加議案第31号 助役の選任についての提案理由を申し上げます。

現助役である鈴木史鶴哉氏より一身上の都合により平成11年3月31日をもって退職したい旨の申し出が3月12日にありました。鈴木氏は平成7年4月1日に南伊豆町役場総務課長より収入役に就任され、引き続き平成8年2月1日より助役に就任されまして、菊池前町長の女房役として町の発展に寄与されました。長い間ご苦勞さまでございます。心より厚く御礼

申し上げます。後任には同じ役場出身で別紙履歴書のとおり、現在農林水産課長の飯田千加夫氏を選任したく、南伊豆町議会の同意をお願いする次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 私は結論賛成ですが、一言意見を述べさせていただきたいと思います。

それは新しい体制に対するこれまでの前体制を見たときの状態からの注文であります。町長、助役、この二役の体制、緊密な意思の疎通とそして政策決定、意思決定の内容は町政の運営上、非常に重要な役割を持っています。しかるに、これまでの体制を見たときに、その役割が十分に発揮されていたとは思えない状況が多々ありました。これからこの二役を初めとして、新たな体制を今後再編すると思われませんが、幹部会議の充実を表明をされておられますが、二役の意思疎通、そして町の幹部会議の充実をもってして、そして住民の福祉の向上の目的を高く達していかれることを強く要望して、この助役の選任についての賛成に当たっての意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡辺守男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） ほかに討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議第31号 助役の選任については原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、発議第31号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎助役のあいさつ

○議長（渡辺守男君）　ここでただいま助役の選任について同意をされました、農林水産課長、飯田千加夫君よりあいさつの申し出がありましたので、お願いいたします。

飯田君。

○農林水産課長（飯田千加夫君）　一言ごあいさつを申し上げます。

原点に戻る南伊豆町の実現のために、町政改革を進める岩田町長のもとで、このたび図らずも重責の一端を務めさせていただくことになりました。もとより、浅学非才であり、微力ではございますが、南伊豆町の発展のために、町議会の皆さん方のご協力をいただきながら、一生懸命努力する所存でございます。今後よろしくお願いいたします。

以上です。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（渡辺守男君）　本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成11年南伊豆町議会3月定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 辺 守 男

署 名 議 員 関 俊 春

署 名 議 員 土 屋 隆 俊